

裁判所法の一部を改正する法律案説明要旨

裁判所法の一部を改正する法律案による改正の要点は、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を少なくとも1年6月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外するものである。

(参考)

施行期日 平成11年4月1日

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（修習・試験）</p> <p>第六十七条 司法修習は、次項の修習及びその効果を判定する試験をその内容とする。</p> <p>2 司法修習生は、少くとも一年六か月間修習をする。</p> <p>3 司法修習生は、前項の修習を終えたときは、その身分を失う。</p> <p>4 司法修習生を命ぜられた者は、第二項の修習を終え、かつ、試験に合格したときは、司法修習を終える。</p> <p>5 司法修習生は、第二項の期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>6 第一項の司法修習に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>	<p>（修習・試験）</p> <p>第六十七条 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>

、 裁判所法の一部を改正する法律（案）

、 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

、 第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項中「その修習期間」を「その修習期間のうち、一年六月以上であつて最高裁判所が定める期間」に改める。

、 附 則

、 （施行期日）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行日前に採用された司法修習生が、この法律の施行後も引き続き修習をする場合について

は、この法律による改正前の裁判所法第六十七条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行後も、なお

その効力を有する。

印する
この修習期間及びその終了を改める期間については、なお従前の例による。
同年から十一年

最高裁に申すおと起り申すおと起り
要母検討

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間のうち、一年六月以上であつて最高裁判所が定める期間中、国庫から一定額の給与を受け</p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 （同上）</p>

A案 司法修習生は、最高裁判所の定める期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

B案 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、1年6月を超える部分については最高裁判所が定めるところによる。

C案 司法修習生は、その修習期間のうち、1年6月以上であって最高裁判所が定める期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	規 行
<p>（修習・試験） 第六十七条 司法修習は、<u>少くとも一年六</u>月間の修習の課程を終えた後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、<u>前項の修習の課程の期</u>間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 第一項の修習の課程及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>	<p>（修習・試験） 第六十七条 司法修習生は、<u>少くとも</u> 一年六 <u>半年</u>間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、<u>その修習期間中</u>、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>

365

改正案の規則に於ては、
 前項の修習の課程を終えた後試験に合格したときは、
 司法修習生の修習を終える。
 2 司法修習生は、その修習期間中、国庫
 から一定額の給与を受ける。
 3 第一項の修習及び試験に関する事項
 は、最高裁判所がこれを定める。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部改正

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、

司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、最高裁判所が定める修習の期間中、国庫から一定額の給与を受ける。
- ③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を千人程度まで増加することに伴い、時代の要請に適応した国民の負託にこたえ得る法曹養成制度を構築する等の観点から、司法修習の期間を少なくとも一年六月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、^{修習のより長い期間を必要とする}その修習期間のうち一年六月を超える部分については最高裁判所が定めるところによるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、一年六月を超える部分については最高裁判所が定めるところによる。</p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 （同上）</p>

裁判所法の一部を改正する法律（案）

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

理由

時代の要請に適応した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を少なくとも一年六月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少なくとも一年六月間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、<u>修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。</u></p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、<u>最高裁判所がこれを定める。</u></p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少くとも二年間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 （同上）</p>

裁判所法の一部を改正する法律案要綱

第一 修習期間の短縮

修習期間を少なくとも一年六月とすること。(第六十七条第一項関係)

第二 司法修習生の給与

司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外すること。(第六十七条第二項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成十一年四月一日から施行するものとする。(附則第一項関係)
- 二 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例によるものとする。(附則第二項関係)

裁判所法の一部を改正する法律（案）

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える期間については、この限りではない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号の一に該当する者の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

一 この法律の施行日（以下「施行日」という。）前に司法修習生に採用され、施行日後も引き続き司法修習生である者

二 前号に掲げる者のほか、施行日前に司法修習生に採用された後罷免された者であつて、施行日以後に更に司法修習生に採用されたものうち、最高裁判所が定めるもの

、 、 、 理由

、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の司法修習期間を少なくとも一年六月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える期間については、この限りではない。</p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少くとも二年間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 （同上）</p>

裁判所法の一部を改正する法律案要綱

第一 修習期間の短縮

修習期間を少なくとも一年六月間とすること。(第六十七条第一項関係)

第二 司法修習生の給与

司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外すること。(第六十七条第二項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成十一年四月一日から施行するものとする。(改正法附則第一項関係)

二 次のいずれかに該当する者の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例によるものとする。(改正法附則第二項関係)

1 この法律の施行日(以下「施行日」という。)前に司法修習生に採用され、施行日後も引き続き司法修習生である者

2 前号に掲げる者のほか、施行日前に司法修習生に採用された後罷免された者であって、施行日以後に更に司法修習生に採用されたものうち、最高裁判所が定めるもの

1 修習期間短縮の理由

法曹養成制度等改革協議会は、平成7年11月、法曹三者に対し、司法の機能を充実し、国民の法的ニーズにこたえるため、法曹人口を増加させる必要があり、そのために司法試験合格者を増加させる措置を採るべきであるとする点で意見の一致をみたこと、司法試験合格者については、法曹人口を大幅に増加させるため、中期的には年間1,500人程度を目標としてその増加を図り、かつ、修習期間を大幅に短縮することを骨子とする改革を行うべきであるとする意見が多数を占めたことなどを内容とする意見を提出し、これを受けた法曹三者は、平成8年7月から三者協議会を開催して、司法試験制度及び法曹養成制度の改革につき協議を行った。

ところで、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズに応えるため、法曹人口を速やかに増加させていくことは、現下喫緊の課題とされているところであり、司法修習制度については、現行制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築するとの観点から、社会に対する広い視野を持ち、高い識見と柔軟な思考力を備えた、21世紀を担うにふさわしい法曹を養成するための配慮と工夫を行う必要があると考えられる。

そこで、このような観点に立って、現下喫緊の課題にこたえるための新たな修習制度というものを法曹三者において検討したところ、現行の2年間という司法修習期間については、テンポの速まった現在の社会の動き等からすると、間延びしたものになっている側面があること、実際の司法修習において、高度の実務的な知識・能力の修得を試みている場面も存在すること、これまでの指導上のノウハウの活用、科目間の重複の回避、時間割編成の工夫などにより効率的なカリキュラム編成を行うことが可能となることなどから、結論として、1年6か月の修習期間で、十分に、国民の負託にこたえ得る水準を充足し、時代の要請に適應した法曹養成を行うことができるということで、意見が一致したものである。なお、修習期間短縮の理由としては、実務庁である各地方裁判所・検察庁における修習生の受入れの実情についてみると、現行の裁判・検察実務庁への修習生の受入れ態勢はほぼ限界に達しており、適正な修習環境を確

保した上で、司法試験合格者を1,000人程度に増加させるという現下喫緊の社会的要請に可及的速やかにこたえるためには、現在の二期分の修習生が同時に実務修習を行っている期間（4か月）を解消する必要性も挙げることができる。

以上のような検討を経て、平成9年10月28日、法曹三者の間で、司法試験合格者を平成10年度は800人程度に、平成11年度から年間1,000人程度に増加させるとともに、司法修習の期間を1年6月とする新たな修習制度を実施することなどを内容とする合意が成立したものである。

2 改正の必要性及び趣旨

上記合意を踏まえ、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を少なくとも1年6月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する必要がある。

3 法律案の内容

(1) 修習期間の短縮

司法修習生の修習期間を少なくとも1年6月とすること。

(2) 司法修習生の給与

司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外すること。

4 施行期日

平成11年4月1日

司法修習制度の見直しについて

X 二回試験の性質付けの不明

「司法修習試験」としてあるが、新たな試験制度の創設（立派）は、法務省
「司法修習の結果判定試験」としてあるが、司法修習生の修習を終えた者について行うもの

1 裁判所法67条1項の枠組みについて

現行法上の司法修習制度は、国の責務として法曹を養成し、法曹となるにふさわしい水準に達した者を世に送り出すための制度であり（司法修習生に関する規則4条）、このような制度の下では、国としては、司法修習生に「少なくとも二年間」の「修習」（修習生の修習の課程の履践）をさせるだけでなく、「試験」を行って初めて、責任をもって修習生を「司法修習生の修習を終えた」者（裁判所法43条、検察庁法18条、弁護士法4条）すなわち法曹となるにふさわしい水準に達した者として世に送り出すことができるものである。すなわち、「司法修習生の修習」は、所定の「修習」を済ませるだけでなく、それとは別に「試験」に合格することによって初めて完結するものであり、したがって、裁判所法67条1項にいう「司法修習生の修習を終える」とは、所定の期間の「修習」を終えるだけでなく、「試験」の合格により国が法曹となるにふさわしい水準に達したと評価することである。今次の改正案においてもこの点に変更を加えることは考えていない。

ただし、この場合に国が責務として行うべき「修習」の程度・範囲をどこまでとするかについては、それが国民の負託に基づいて行われるものである以上、求められるべき水準に達するために通常必要とされる程度・範囲で足りるものであって、修習を命じられた者全員が本来到達すべきものとされている水準に現実に達するまでの間、長期間にわたって行われるものとするまでの必要はない。そして、後記2のように所定の期間の修習によっても求められるべき水準に到達できない者についてまで給与を与えて国の責務として修習を行わせることが不合理であることからすれば、このことは一層明らかである。

なお、追試の性格は、二回試験後追試までの間にどのような修習を行いその結果どれだけ修習の実が上がったかを判定するものではなく、法曹となるにふさわしい水準に到達したかどうかを判定する二回試験を受験したときに、そこで要求されるレベルに達しなかったから、再度そのレベルに達しているかどうかを判定

するというものであり、追加の修習とその判定と考えているわけではない。

以上のように、前回提出の案文は、現行の裁判所法67条1項の枠組み自体を変更するものではない。

なお、案文では、「司法修習」という概念を使用しているが、これは、「試験」時に司法修習生の身分がない場合も想定されることから、誤解のない概念を使用すべく、「司法修習生の修習」を「司法修習」に置き換えたにものすぎず、従前の枠組みにない新たな概念を創設するものではない。

2 修習生の身分を喪失させることについて

他方、修習期間中の修習によって、通常であれば到達することができる一定の水準に到達することができなかつた者に対し、なお修習生の地位を保持させ、国が引き続き給与を支給することとするのは、国会において批判を受けたところである。そもそも、国費をもって行う法曹養成制度においては、修習生の側においても、所定の「修習」を済ませることで、一定の水準に到達することが当然求められているのであって、これにこたえることのなかつた修習生に一方的に国からの便益のみを享受させる制度は、国民の負託にこたえたものとはならないと考えられる。この点は、修習の実施主体である最高裁も含む法曹三者の見解の一致しているところである。

したがって、修習期間経過後は、司法修習生の身分を喪失させるのが相当である。

また、現行の裁判所法67条1項の枠組みは前記1のように理解されるので、所定の「修習」を終えることにより司法修習生の身分を喪失させることとしてもその枠組みを変えることにはならない。

二回試験に合格しなかった司法修習生に対する給与の支給の見直しについて

法務省

- 1 二回試験に合格しなかった司法修習生についても、司法修習生の身分は引き続き保持させる。
- 2 しかしながら、司法修習生に対しては、1年6月の修習課程（二回試験の合否発表の日まで）内に限って、給与を支給することとする。

現行法上、司法修習生に対しては、修習期間中給与が支給されることとされており、二回試験に合格することができなかつた修習生に対しても、追試等に合格するまでの間給与が支給されているが、そもそも、国費をもって行う法曹養成制度においては、修習生の側においても、所定の修習課程を済ませることで、法曹となるにふさわしい水準に到達することが当然求められているのであって、これにこたえることのなかつた修習生に給与を支払うことは、国民の負託にこたえたものとはいえないと考えられる。この点は、修習の実施主体である最高裁も含む法曹三者の見解の一致しているところであるし、このように二回試験に合格することができなかつた修習生に対し、国が引き続き給与を支給することについては、国会においても批判を受けているところである。

11/27 三者協議会における二回試験についての応答（案）

（日弁連） これまでの三者協議会の議論の中で、最高裁協議員から現行の司法修習生に関する規則16条は改正せず、現行二回試験の運用を変えるつもりもない旨の発言をいただいているが、これらを踏まえると、日弁連としては、新しい司法修習制度の下における二回試験のあり方について、以下のとおり法曹三者の意見が一致するものと考えている。この点を確認したい。

1. 司法修習のカリキュラム開始日から終了日までの期間を司法修習課程とし、この期間中に裁判所法第67条第1項の試験（以下、「考試」という）の実施から合否発表までの期間も含まれるものとする。
2. 司法修習生は、司法修習課程の満了によりその身分を失う。
3. 後期修習については、各科目とも現行の後期修習におけるとほぼ同程度の単位数を確保し、かつ現実の社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的な情報を提供するとともに、法曹としての識見、法曹倫理等の修得を図り得るよう修習の内容を工夫することで三者の認識が一致している。このような観点から、後記6の(4)記載の措置がとられるよう努めるとともに、考試が終了してから合否発表までの期間についても修習のカリキュラムを設けることとする。
なお、カリキュラム編成の都合上、1年6か月を何日か超える事態も予想されるが、その場合においても、司法修習生は、その司法修習課程にある期間については、司法修習生の身分を保持することになる。
4. 考試の受験者は、考試実施前までの司法修習課程のカリキュラムを履修していることを要するものとする。
5. 考査委員の構成については、司法研修所教官を中心とする。
6. 法曹三者は、新たな司法修習制度の下における考試の実施等については、下記の運用がなされるべきであるとの認識で一致し、これに従って考試委員会の決定がなされるよう努める。
 - (1) 考試の出題の内容、合否判定基準は、今後とも、現行の司法修習生に関する規則第16条の趣旨を踏まえ、また、司法修習の水準に即したものとする。
 - (2) 考試の結果、不可となった者に対しては、追試を実施する。追試において受験すべき科目及び合否発表から追試実施までの期間は、現行の運用に準じるも

のとする。

(3) 追試の結果、不合格となった者で、すべての司法修習課程を修了している者は、翌年以降、再度、試験を受験することができるものとする。

(4) 後期修習を充実するために、試験の日程を見直し、試験開始日から合否発表の日までの期間をできる限り短縮するものとする。

以上の事項について、最高裁、法務省の御意見を伺いたい。

(最高裁) 日弁連から述べられた内容について、異存ない。

(法務省) 最高裁と同意見である。

(二) 一回試験は厳正に行われているか。

参議員法務委員会

○ 関嘉彦君 きょうは、皿だけじゃなしに賞の問題を取り上げる予定でおったんですけども、時間が五分になってしまいました。賞の向上の問題として司法試験の問題もありますでしょう、これもこの前取り上げましたけれども。きょうは司法研修所における司法修習制度、これを取り上げたいと思っております。

先ほど申しました意見書の中にも、「いわゆる二回試験では、ほとんど不合格者が見られないが、この試験は法曹としての不適格者を排除するよう十分厳正に行なわれているかどうかという問題がある。」というふうに書かれております。いわゆる二回試験で不合格になった人、普通の言葉で言えば落第ですけども、落第した人は毎年どのくらいおりますでしょうか。

○ 最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 私ども二回試験と申しておりますけれども、二年間の修習を終えた後で行われる司法修習生に対する試験でございますが、過去五年間をとってみますと、昭和五十七年に九名、五十八年に七名、五十九年に三名、六十年に三名、六十一年に四名、これだけの、二回試験の際における私どもの申します合格判定留保者でございますが、出ております。

○ 関嘉彦君 合格留保された者は、結局どうなりますか。追試験みたいなことをやるんですか。そして、結局最終的に排除される人がいるのかわかりますか。

○ 最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 合格判定留保になりますと、追試験が行われます。大体、二月程度後に改めて不合格の科目について試験を行うわけでございます。多くの場合はこれに合格いたしましたして、そして、そのころ修習終了ということになるわけでございますが、中にはそのときに合格できなくて、今度は翌年のまた試験を受ける、このようになる人もございます。そうやってその翌年の試験にも受からないというケースもございまして、最終的には翌年の試験さらにはまた追試験というのを受けて、最後は何とか合格しておられるというのが普通でございます。

○ 関嘉彦君 翌年の追試験ですね。そうすると、三年間いるわけなんですけれども、残りの一年間も給与は出るんですか。

○ 最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 追試を受けまして、これに合格しなくて卒業が一年延ばしになる人の場合は、これは司法修習生の身分が継続いたしますので、その間も給料は支給いたします。

○ 関嘉彦君 給与をもうって勉強できるんだつたら、私はなるだけ長く留年したいと思うんですけども、不合理だとはお考えになりませんか。——私は、別に法律のことを聞いているわけじゃない。常識としておかしいと思ひになりませんかというのを聞いているわけです。

○ 最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法修習生には、その修習期間中に国庫から給与を支給するということが裁判所法の定めになってございまして、これはその身分が続く間は支給することになっていくわけでございます。

常識的におかしいと思わないかどうかという点につきましては、これは余りに長期間試験に受からないがために長期間の給与を受けるといふのは、これは不合理であると感ぜられる場合もあり得るであろうというふうに思います。

○ 関嘉彦君 私は、絶対に不合理だと思ひます。もともと司法修習生に給与を出すこと自体にいろいろ意見を述べている人があります。奨学金の貸与制にしたかどうかというふうな意見もありまして、私ももつともだと思ひますが、そのこと自体はきょうは触れません。もつと時間のあるときにゆっくりやりたいと思っております。しかし、今の問題はおかしいんじゃないですか。つまり、だつこにおんぶで手とり足とりして、卒業するまで金も出しますから何とか勉強してくださいというのはいささかおかしんじゃないですか。

大臣、どうお考えですか。

○ 国務大臣(遠藤要君) これは何と申し上げたらいいか、おかしいといえは確かにおかしい点があると思ひますが、なぜそうしなければならぬかということ、これは我々として考えていかなければならぬということで、法曹界のこれからの司法試験制度や何か改善していこう。もつとやはり法の担い手が情熱の燃やされるような、そして環境をもつとよくしなければならぬ。そうでないと受験する人自体の、何と言つたらいいか、A B CでやればなかなかAの人がこの試験を受験して

くれぬというようなことであっては、何回受けてもそれこそそれにいるいるやっつけていなければならぬというようなことになったのでは大変だ、こう思いますので、法の確立を期していくのにはもつとやはりこれからの人に、自分は司法官の担い手になるんだというような抱負を、情熱を持ってもらうような環境づくりに努力したいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○岡嘉彦君 時間がなくなりましたから、最後に一言だけ。

大臣としてはそういうふうにお答えになる以外に方法はないだろうと思ひますから、これ以上追及いたしません、これはある意味では司法研修所だけではなしに日本の大学も同じなんですね。入るのは非常に難しいけれども出るのは非常に簡単で、これでも大学を卒業したかと思うようなのが堂々と学士を持って出ているのが日本の実情ですから、これは日本の社会全体として考えなければならぬ問題だと思ひます。私はむしろ、入るはもう少し緩和して易しくして、出るのを難しくして、司法研修所の場合でも、それでどんどん落としていく。そして、もう方向転換されたらどうですかと、そういうふうにするのが私は本当に日本の司法の權威を高め、その質を高めていくことになるんじゃないかと思ひます。

最後に、大臣の御意見をお伺いして、質問を終わります。

○国務大臣(法務大臣) いろいろの御意見もござります。今先生のお話も、なるほどなと感ぜられます。そういうふうな点で、今、大臣として基本

問題の懇談会をつくって、いろいろの人の御意見を聞いて改善していこうというようなことで進めておりますので、御了承をちょうだいいたしたいと思ひます。

修習期間を1年6か月に短縮する理由について

法務省

司法の機能を充実し、社会の法的ニーズに応えるため、法曹人口を速やかに増加させていくことが現下喫緊の課題とされているところである。

そして、司法修習制度については、現行制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築するとの観点から、社会に対する広い視野を持ち、高い識見と柔軟な思考力を備えた、21世紀を担うにふさわしい法曹を養成するための配慮と工夫を行う必要があると考えられる。

このような観点に立って、現下喫緊の課題にこたえるための新たな修習制度というものを検討したところ、現行の2年間という司法修習期間については、テンポの速まった現在の社会の動き等からすると、間延びしたものになっている側面があること、実際の司法修習において、高度の実務的な知識・能力の修得を試みている場面も存在すること、これまでの指導上のノウハウの活用、科目間の重複の回避、時間割編成の工夫などにより効率的なカリキュラム編成を行うことが可能となることなどから、結論として、1年6か月の修習期間で、十分に、国民の負託にこたえ得る水準を充足し、時代の要請に適應した法曹養成を行うことができるということで、法曹三者の意見が一致したものである。

なお、実務庁である各地方裁判所・検察庁における修習生の受入れの実情についてみると、現行の裁判・検察実務庁への修習生の受入れ態勢はほぼ限界に達しており、適正な修習環境を確保した上で、司法試験合格者を1,000人程度に増加させるという現下喫緊の社会的要請に可及的速やかにこたえるためには、現在の二期分の修習生が同時に実務修習を行っている期間（4か月）を解消する必要もある。

裁判所法改正における経過措置について

法務省

- 1 新法施行後の司法修習生の修習に関しては、新法が適用されることが原則となる。

しかしながら、新法の施行期日である平成11年4月1日以降修習期間及び給与支給に変更が生ずるため、それ以前に採用され、従前の修習制度の下で修習を継続している修習生については、その者が元来その修習制度の下で修習を終了させることを予定して採用され、現にその修習を継続している者であることなどにかんがみ、引き続き従前の制度の下でその修習を続けさせる必要がある。そこで、このような者に対しては改正前の旧法を適用すべく経過措置を設ける必要がある。

- 2 これに対し、平成11年4月1日以降に採用された司法修習生については、原則どおり新法が適用されることになる。

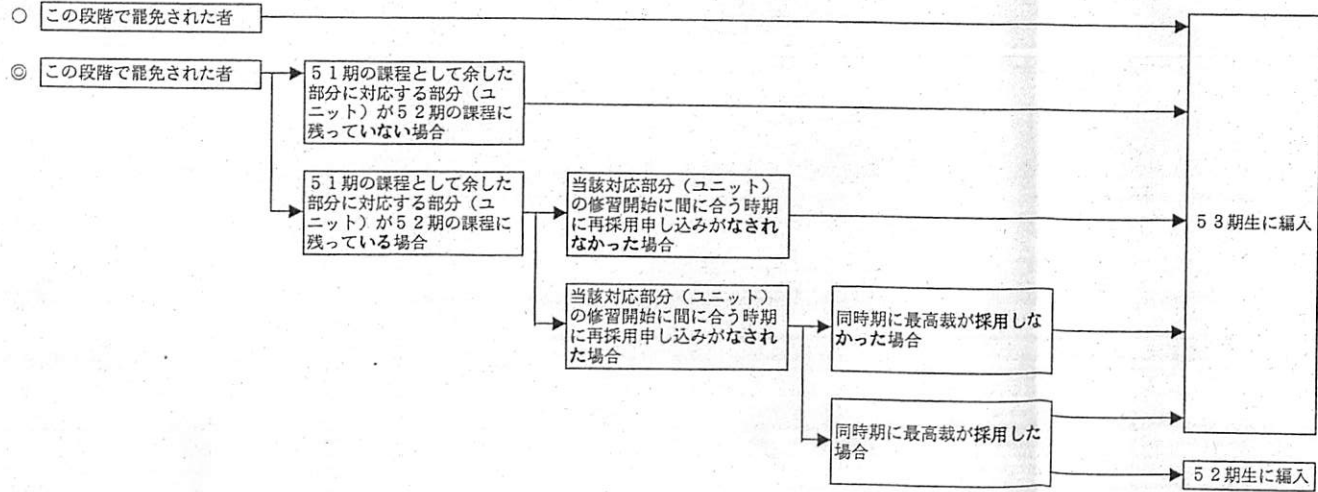
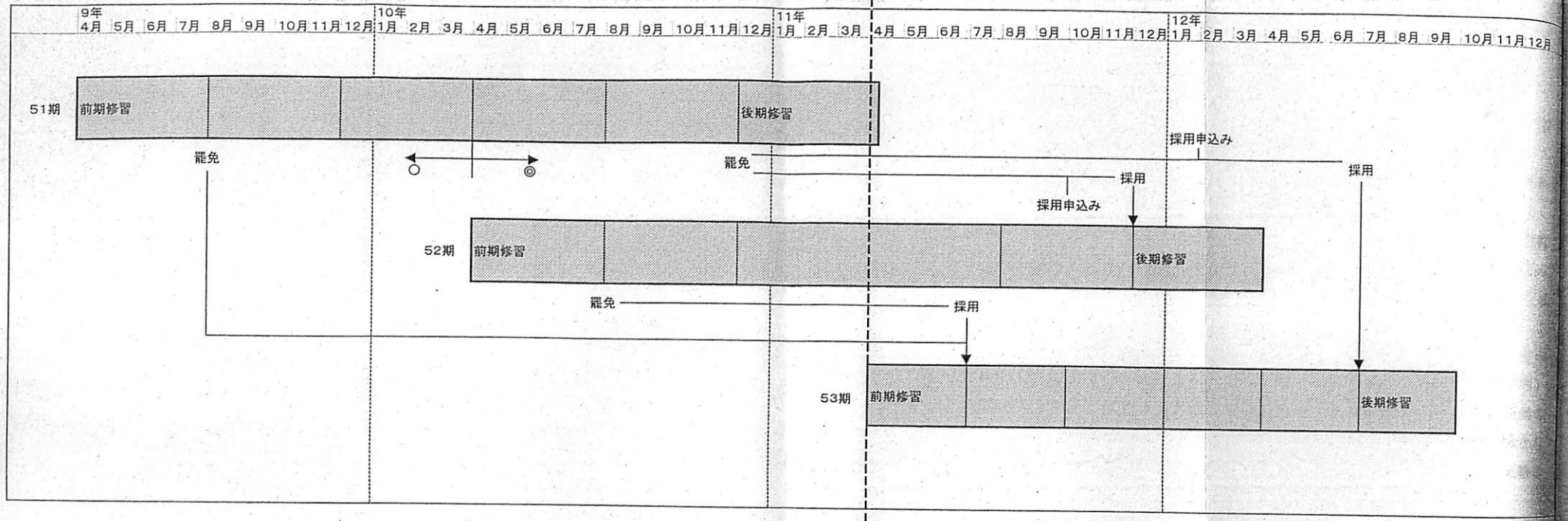
ところで、平成11年3月以前にいったん司法修習生に採用され修習したが、その後罷免され、平成11年4月以降に再度採用される者の中には、その採用後従前の制度の下で修習を行えば、罷免前の修習期間と通算することにより、前記1の者と同時期に修習を終えることが可能となる者もあり得ることになる。しかしながら、そもそもこのような者を採用するか否か、採用する場合に修習期間を通算するか否か等は、最高裁判所において、あるべき法曹養成を行うとの観点から、当該司法修習生が罷免された理由、罷免の時期、罷免に至るまでの修習成績、罷免後再採用までの経過期間、その間におけるカリキュラムの変遷等の諸般の事情を総合考慮して、決定すべき事柄である。したがって、これらの事項の決定については、裁判所法上も最高裁判所の裁量に委ねられているところであると解される（従前の制度と新たな制度とでその修習の内容に本質的差異はないのであるから、このような者が新法の下で修習を行った場合でも、最高裁判所がその者の修習期間として罷免前の修習期間を考慮することは可能であると解される。）。もとより、このような者に既習部分は当然に再採用後の修習期間に通算されるべきであるとする既得権的地位があるものではない。したがって、このような者に対し、新法を適用することに特段の問題はない。強いて再採用後従前の制度の下で修習させる者についての経過規定を置こうとしても、結局、「最高裁判所が定める者」とすることになり、あえて法定する意味がない。

- 3 以上のとおり、新法と旧法の適用区分は、新法施行後に修習を受ける司法修習

生の採用時期が新法施行前であるか施行後であるかを基準として行うことになる。
この基準によれば、新法と旧法の具体的な適用区分は次のようになる。

- (1) 旧法の適用対象者は、平成11年3月31日以前に採用され、平成11年4月1日以降も引き続き修習をする者である。具体的には、次の者が該当する。
 - ① 51期司法修習生（平成9年4月採用～平成11年4月終了）
 - ② 52期司法修習生（平成10年4月採用～平成12年4月終了）
 - ③ 50期以前の司法修習生（平成11年3月以前に採用された者）で二回試験に合格留保となり、引き続き修習をする者
- (2) 新法の適用対象者は、旧法の適用対象者以外の者である。具体的には、次の者が該当する。
 - ① 53期以降の司法修習生（平成11年4月以降に初めて採用された者）
 - ② 平成11年3月以前にいったん司法修習生に採用されたが、その後罷免（罷免の時期は問わない。）によりその地位を失い、平成11年4月以降に再度採用された者

新法施行



平成10年1月30日

裁判所法改正における経過措置について

法務省

- 1 新法施行後の司法修習生の修習に関しては、新法が適用されることが原則となる。

しかしながら、新法の施行期日である平成11年4月1日以降修習期間及び給与支給に変更が生ずるため、それ以前に採用され、従前の修習制度の下で修習を継続している修習生については、その者が元来その修習制度の下で修習を終了させることを予定して採用され、現にその修習を継続している者であることなどにかんがみ、引き続き従前の制度の下でその修習を続けさせる必要がある。そこで、このような者に対しては改正前の旧法を適用すべく経過措置を設ける必要がある。

- 2 これに対し、平成11年4月1日以降に採用された司法修習生については、原則どおり新法が適用されることになる。

ところで、平成11年3月以前にいったん司法修習生に採用され修習したが、その後罷免され、平成11年4月以降に再度採用される者の中には、その採用後従前の制度の下で修習を行えば、罷免前の修習期間と通算することにより、前記1の者と同時期に修習を終えることが可能となる者もあり得ることになる。しかしながら、そもそもこのような者を採用するか否か、採用する場合^②に修習期間~~を~~通算するか否か~~等~~等は、最高裁判所において、あるべき法曹養成を行うとの観点から、当該司法修習生が罷免された理由、罷免の時期、罷免に至るまでの修習成績、罷免後再採用までの経過期間、その間におけるカリキュラムの変遷等の諸般の事情を総合考慮して、決定すべき事柄である。したがって、これらの事項の決定については、裁判所法上も最高裁判所の裁量に委ねられているところであると解される（従前の制度と新たな制度とでその修習の内容に本質的差異はないのであるから、このような者が新法の下で修習を行った場合でも、最高裁判所がその者の修習期間として罷免前の修習期間を考慮することは可能であると解される。）。もとより、このような者に既習部分は当然に再採用後の修習期間に通算されるべきであるとする既得権的地位があるものではない。したがって、このような者に対し、新法を適用することに特段の問題はない。強いて再採用後従前の制度の下で修習させる者についての経過規定を置こうとしても、結局、「最高裁判所が定める者」とすることになり、あえて法定する意味がない。

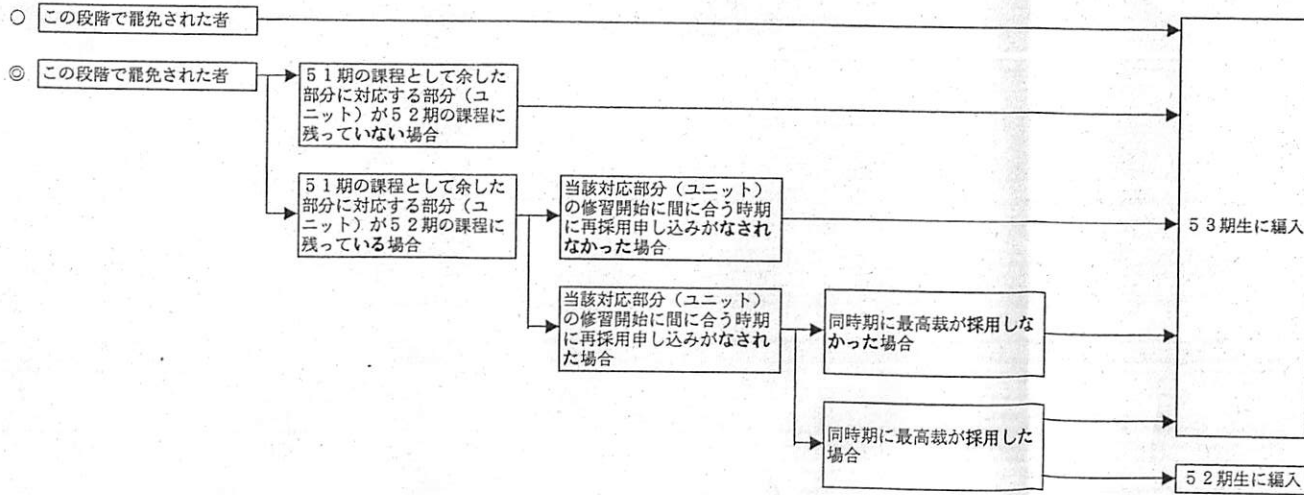
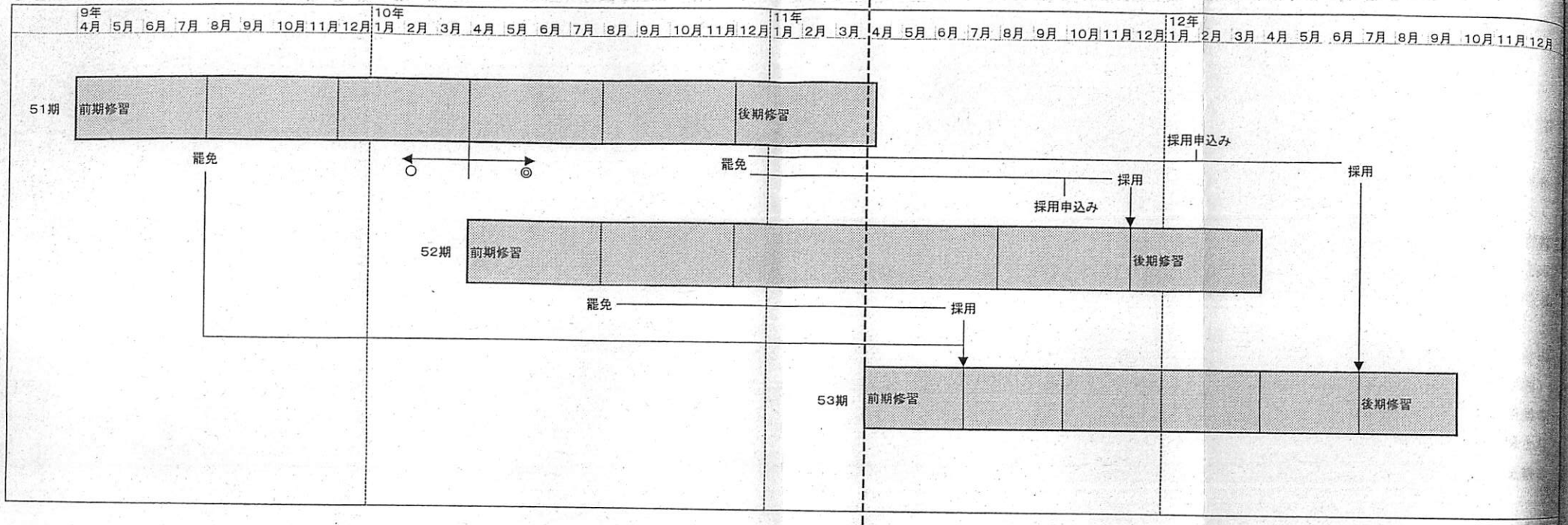
- 3 以上のとおり、新法と旧法の適用区分は、新法施行後に修習を受ける司法修習

生の採用時期が新法施行前であるか施行後であるかを基準として行うことになる。

この基準によれば、新法と旧法の具体的な適用区分は次のようになる。

- (1) 旧法の適用対象者は、平成11年3月31日以前に採用され、平成11年4月1日以降も引き続き修習をする者である。具体的には、次の者が該当する。
 - ① 51期司法修習生（平成9年4月採用～平成11年4月終了）
 - ② 52期司法修習生（平成10年4月採用～平成12年4月終了）
 - ③ 50期以前の司法修習生（平成11年3月以前に採用された者）で二回試験に合格留保となり、引き続き修習をする者
- (2) 新法の適用対象者は、旧法の適用対象者以外の者である。具体的には、次の者が該当する。
 - ① 53期以降の司法修習生（平成11年4月以降に初めて採用された者）
 - ② 平成11年3月以前にいったん司法修習生に採用されたが、その後罷免（罷免の時期は問わない。）によりその地位を失い、平成11年4月以降に再度採用された者

新法施行



平成10年1月26日

司法修習生に対して給与が支給される根拠と裁判所法67条2項の改正の趣旨について

法務省

- 1 戦後の新憲法の下においては、法曹一体の要請から、法曹養成制度が統一され、裁判官、検察官又は弁護士いずれを志望するにせよ、司法修習生として少なくとも2年間同じ司法修習を経なければならないものとされた。これは、国が責務として、民主国家の実現のため、裁判官及び検察官の志望者だけでなく弁護士志望者に対しても、それらの職責の重要性に鑑み、司法修習生を、将来の日本の司法を支えるべき人材として養成すべきものであるとの考えに立つものであり、このような国の責務としての法曹養成の一環として、司法修習生に対しては、その修習期間中、給与が支給されることとなったものである（裁判所法67条2項）。
- 2 ところで、現在、修習生に対する給与については、所定の2年間の修習期間のみならず、その修習期間経過後も、例えば、二回試験を受験したが合格留保となった者に対しては、追試により合格して修習を終了するまでの間、これが支給されている。
- 3 しかし、司法修習生に対する国庫からの給与の支給の根拠が上述したところであり、国は、司法修習生において法曹として求められる水準に到達するのに必要な一定の修習内容・期間を定めて修習をさせ、国民の負託を受けて国として行なうべき法曹養成の責務を果たしているものである以上、その一定の期間内において所定の課程を履践しながら、当然に到達すべき水準に達し得なかった者、すなわち自己の責任により合格留保となった者等に対して、その後においてもなお給与の支給を続けることは必ずしも国民の負託にこたえるものとはいえない。そこで、今回の改正により、上記1の司法修習生に対する給与支給についての考え方自体はこれを当然に維持しつつ、国が法曹養成におけるその責務を果たす限度において、すなわち、上記の一定の期間内においてのみ給与の支給を行なうこととするものである。なお、上記の一定の期間とは、具体的には、司法修習のカリキュラム開始日から終了日までの期間をいう。

平成10年2月4日

司法修習生に対して給与が支給される根拠と裁判所法67条2項の改正の趣旨について

法務省

- 1 戦後の新憲法の下においては、法曹一体の要請から、法曹養成制度が統一され、裁判官、検察官又は弁護士いずれを志望するにせよ、司法修習生として少なくとも2年間同じ司法修習を経なければならないものとされた。これは、国が責務として、民主国家の実現のため、裁判官及び検察官の志望者だけでなく弁護士志望者に対しても、それらの職責の重要性に鑑み、司法修習生を、将来の日本の司法を支えるべき人材として養成すべきものであるとの考えに立つものであり、このような国の責務としての法曹養成の一環として、司法修習生に対しては、その修習期間中、給与が支給されることとなったものである（裁判所法67条2項）。
- 2 ところで、現在、修習生に対する給与については、所定の2年間の修習期間のみならず、その修習期間経過後も、例えば、二回試験を受験したが合格留保となった者に対しては、追試により合格して修習を終了するまでの間、これが支給されている。
- 3 しかし、司法修習生に対する国庫からの給与の支給の根拠が上述したところにある、国は、司法修習生において法曹として求められる水準に到達するのに必要な一定の修習内容・期間を定めて修習をさせ、国民の負託を受けて国として行なうべき法曹養成の責務を果たしているものである以上、その一定の期間内において所定の課程を履践しながら、当然に到達すべき水準に達し得なかった者、すなわち自己の責任により合格留保となった者等に対して、その後においてもなお給与の支給を続けることは必ずしも国民の負託にこたえるものとはいえない。そこで、今回の改正により、上記1の司法修習生に対する給与支給についての考え方自体はこれを当然に維持しつつ、国が法曹養成におけるその責務を果たす限度において、すなわち、最高裁判所が修習のため通常必要な期間として定める期間内においてのみ給与の支給を行うこととするものである。なお、通常必要な期間とは、具体的には、司法修習のカリキュラム開始日から終了日までの期間をいう。

平成10年1月26日

期間の定めにつき上限又は下限を定めた上で下位規範に委任している例について

法務省

1 「以上であって・・・で定める期間」との規定をした例

特定廃棄物管理施設の性能につき、1年以上であって総理府令で定める期間ごとに定期検査を受けなければならないことを規定したものとして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）51条の10がある。

同規定は、原子炉施設、再処理施設及び廃棄物管理施設のうち、放射エネルギーが多く危険性の大きい原子炉施設及び再処理施設については1年ごとに検査を受けることが規定されている（同法29条、46条の2の2）のに対し、廃棄物管理施設については危険性の程度がこれらの施設より一般的に小さいため、検査コスト等も考慮し、検査間隔を1年より短くする必要はないとの趣旨から、「1年以上であって」との限定を付する一方、施設の種類に応じて、危険性、検査コスト等を考慮しつつ、専門的技術的見地から必要な検査間隔を定められるよう、検査間隔の決定を総理府令に委ねたものである。

同様の規定として、計量法（平成4年法律第51号）21条がある。

2 「・・・範囲内で・・・で定める期間」との規定をした例

貸付金の償還期間等について、「・・・を超えない範囲内で政令で定める期間」と規定し、上限を定めた上で具体的期間の定めを政令に委ねた例として、①中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）5条、②林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）5条1項、③林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）15条2、3項がある。

なお、これらの規定の特例として、同様の規定の仕方により償還期間の上限を伸長した規定として、①特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成5年法律第93号）5条、②商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）21条、③エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する法律（平成5年法律第18号）22条、④中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）8条、⑤中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）11条、⑥林

業労働力の確保の促進に関する法律7条1項がある。

3 「・・・以内の期間で・・・で定める期間」との規定をした例

青色申告書を提出する法人が、総合保養地域整備法の承認基本構想上の重点整備地区内において、承認の日から10年以内の期間で政令で定める期間内に特定余暇利用施設を取得・建設した場合の償却限度額について、法人税法の特例を規定したものとして、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）44条の5がある。これは、特例措置の前提となる期間について、上限を定めた上で具体的期間の定めを政令に委ねたものである。

(計量法)

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあつては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

(事前調査)

(計量法施行令)

(定期検査の実施時期)

第十一条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、非自動はり、分銅及びおもりにあつては二年とし、皮革面積計にあつては一年とする。

(中小企業近代化資金等助成法)

(利率及び償還期間)

第五条 都道府県が貸し付ける中小企業設備近代化資金は、無利子とし、その償還期間は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条の規定により設置する汚水の処理施設又は騒音を防止するための施設、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は同条第六項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第七項に規定する特定粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する粉じんを防止するための施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第二項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第三項の特定工場等において発生する振動を防止するための施設、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条に規定する悪臭原因物の事業場からの排出を防止するための施設その他公害を防止するための施設であつて政令で定めるものに係る貸付金の償還期間は、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

昭五五法六・昭五七法二四六・昭五八法七一・昭四四法五八・昭四一法

二七・昭四二法五六・昭四三法九七・昭四三法九八・昭四五法一三四・昭

四五法一三八・昭四六法九一・昭五一法六四・平元法三三・平七法七一

一部改正

(中小企業近代化資金等助成法施行令)

第二条 法第五条本文に規定する償還期間は、五年（特別の理由があると認められるときは、一年以上五年以内において都道府県が定める期間）とし、同条ただし書に規定する償還期間は、十二年（特別の理由があると認められるときは、一年以上十二年以内において都道府県が定める期間）とする。

(昭四二政二五四・全改)

(林業改善資金助成法)

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

内閣は、林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二條、第三條第一項、第五條、第六條第一項、第十條、第十二條第一項、第十三條第一項及び第十五條の規定に基づき、この政令を制定する。

（林業生産高度化資金の種類、償還期間及び据置期間）

第一條 林業改善資金助成法（以下「法」という。）第二條第一項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第五條第一項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

林業生産高度化資金の種類	償還期間
一 農林水産大臣が定める基準に基づき、間伐を行うための作業路を開設し、若しくは改良し、又は間伐を行うのに必要な資金	五年以内
二 農林水産大臣が定める基準に基づき、しほ丸太その他の高品質材を生産するための作業路を開設し、若しくは改良し、若しくは特別の保育を行う、又は当該高品質材の伐採若しくは搬出を行うのに必要な資金	五年以内
三 農林水産大臣が定める基準に基づき、病虫害、火災、気象上の原因による災害その他の災害により損害を受けた森林の整備を行うための作業路を開設し、若しくは改良し、又は当該森林における被害木等の伐採、搬出若しくは防除を行うのに必要な資金	五年以内
四 農林水産大臣が定める基準に基づき、間伐、保育その他の施策が適切に実施されていない森林について取決めを締結して立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に對する委託料の全額を一時に支払うのに必要な資金	十年以内
五 林業の生産行程を改善するための能率的な技術を導入する場合において必要な機械又は施設で、農林水産大臣が定めるものを購入し、又は設置するのに必要な資金	五年以内
六 前各号に掲げるもののほか、地域の自然的条件及び林業事情からみて林業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な林業の技術の導入に必要なものとして都道府県が農林水産大臣に協議して指定する資金	五年以内

が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金

八 専ら間伐に係る林産物の加工に用いられる機械又は施設（前号に規定するものを除く。）で、都道府県が農林水産大臣に協議して指定するものを購入し、又は設置するのに必要な資金

2 前項の表の第四号の資金に係る法第五條第二項の政令で定める期間は、三年以内とする。

（昭五二政一七五・昭五三政三三八・昭五三政二八二・昭五五政二二三・昭六政三〇三・平元政二六六・平五政二一〇・平八政一五四・一部改）

正

（新林業部門導入資金の種類、償還期間及び据置期間）

第一條の二 法第二條第二項の政令で定める資金は、農林水産大臣が定める基準に基づき、新たな林業部門の経営を開始する場合（森林施業の方法の導入にあつては、その導入する森林施業の方法が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第二項第三号の標準伐期齢に十五年を加えた林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業に該当する場合に限る。）において、当該経営に必要な調査を行い、作業路を開設し、若しくは改良し、又は機械、施設若しくは資材を購入し、若しくは設置するのに必要な資金とする。

2 前項に規定する資金に係る法第五條第一項の政令で定める期間は、十年以内とする。

3 第一項に規定する資金に係る法第五條第二項の政令で定める期間は、三年以内とする。

（平八政二九・追加）

（林業労働福祉施設資金の種類、償還期間及び据置期間）

第二條 法第二條第三項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第五條第一項の政令で定める期間及び同条第二項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

林業労働福祉施設資金の種類	償還期間	据置期間
一 防振装置付きのチェーンソー若しくは携帯用刈払機で農林水産大臣が定める基準に適合するもの、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機又は油圧式立木伐倒機を購入するのに必要な資金	五年以内	二年以内
二 玉切り装置を設置するのに必要な資金	五年以内	二年以内

三 防振装置付き人員輸送用自動車、振動障害予防器具又は林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを購入するのに必要な資金

四 林業生産に係る作業場における休憩施設で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金

七年内 三年以内

五 林業労働に従事する者を確保するための保健施設（これに附帯する施設を含むものとし、前号に規定するものを除く。）で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金

十年以内 三年以内

改正

（昭五三政三三八・昭五三政二八二・平五政二一〇・平八政二九・一部改正）

（青年林業者等養成確保資金の種類、償還期間及び据置期間）

第三條 法第二條第四項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第五條第一項の政令で定める期間及び同条第二項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

青年林業者等養成確保資金の種類	償還期間	据置期間
一 青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者が近代的な林業の経営方法又は技術を实地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金（新たに林業に就業しようとする者が研修を受けるのに必要な資金を除く。）	三年以内	一年以内
二 農林水産大臣が定める基準に基づき、青年林業者又はその組織する団体が近代的な林業経営を自ら行う場合に当該林業経営を開始するのに必要な資金	十年以内	三年以内

（昭五三政二八二・平五政二一〇・平八政一五四・平八政二九・一部改正）

(計画の認定)

第五条 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改善措置」という。)について計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 改善措置の目標
- 二 改善措置の内容
- 三 改善措置の実施時期
- 四 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。
- 三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(林業就業促進資金の利率、償還期間等)

第十五条 林業就業促進資金(第十二条第二号及び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同じ。)は、無利子とする。

2 林業就業促進資金の償還期間(据置期間を含む。)は、二十年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 林業就業促進資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4 林業就業促進資金の一借主ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(林業改善資金助成法の特例)

第三条 法第七条第一項の政令で定める種類の資金は、林業改善資金助成法施行令(昭和五十一年政令第百三十一号)第二条の表第五号に掲げる資金とする。

2 前項に規定する資金に係る法第七条第一項の政令で定める期間は、十五年以内とする。

(林業就業促進資金の種類、償還期間及び据置期間)

第四条 法第十二条第二号及び第三号の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第十五条第二項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

林業就業促進資金の種類	償還期間	据置期間
一 新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	二十年以内	四年以内
二 新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な移転その他の事前の活動で農林水産大臣が定める基準に適合するものを行うのに必要な資金	二十年以内	四年以内
三 法第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対し第一号の資金を支給するのに必要な資金	十三年以内	四年以内
四 法第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対し第二号の資金を支給するのに必要な資金	十三年以内	四年以内

(特定余暇利用施設の特別償却)

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人が、平成十年三月三十一日までに行われた総合保養地域整備法第五条第四項に規定する承認(平成十一年三月三十一日までに行われた同法第六条第一項に規定する承認を含む。)に係る同法第五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区の区域内において、当該承認の日から十年以内の期間で政令で定める期間(以下この項において「適用期間」という)内に、当該基本構想において定められた同法第二条第二項に規定する特定民間施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定めるものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「特定余暇利用施設」という)の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定余暇利用施設(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定余暇利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定余暇利用施設の取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

- 一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三
 - 二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の十
 - 三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の八
 - 四 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前三号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の七
- 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(昭六二法七一・追加、昭六三法四・旧第四十四条の四様下、平元法二二
 平三法一六・平五法一〇・平七法五五・平九法二二・一部改正)

(特定余暇利用施設の特別償却)

第二十八条の九 第四十四条の五第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する重点整備地区(以下この項において「重点整備地区」という)に係る総合保養地域整備法第五条第一項につき同条第四項に規定する承認のあつた日(同法第六条第一項に規定する承認(以下この項において「基本構想」という)に係る基本構想において新たに重点整備地区に該当することとなる区域については、当該変更の承認があつた日)から十年間とする。ただし、当該十年間の期間内に変更の承認に係る基本構想において重点整備地区に該当しないこととなつた区域については、当該十年間の期間の初日から当該変更の承認のあつた日までの期間とする。

2

第四十四条の五第一項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定めるものは、総合保養地域整備法第七条第一項に規定する承認基本構想において定められた同法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第四項に規定する風俗関連営業の用に供するもの並びに当該施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として大蔵省令で定めるものを除く。)のうち総合保養地域整備法第一条に規定する整備に著しく資する施設として大蔵省令で定めるもの(当該施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物(当該施設に含まれる部分がある場合には、当該施設に含まれる部分に限る。)の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)の合計額が一億円以上)に限る。以下この項において「特定の施設」という。に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物とする。ただし、当該特定の施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物に当該特定の施設に含まれない部分がある場合には、建物及びその附属設備にあっては当該特定の施設に含まれる建物の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下この項において「共用部分の床面積」という)を除く。)の合計のうち当該特定の施設に含まれる部分の床面積(共用部分の床面積を除く。)の合計の占める割合が二分の一以上であるときの当該建築物及びその附属設備の当該特定の施設に含まれる部分に限り、構築物にあつては当該特定の施設に含まれる構築物の取得価額の合

計額のうちに当該特定の施設に含まれる部分の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上であるときの当該構築物の当該特定の施設に含まれる部分に限る。

3 法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備並びに構築物(以下この項において「建物等」という)につき法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける場合には、当該建物等につき同項の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該建物等が同項に規定する特定余暇利用施設に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(昭六二政三九三・追加、昭六三政二〇五・旧第二十八条の八様下・一部改正、平元政九四・平五政八七・平七政一五八・平九政一〇六・一部改正)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(昭和三十三年六月十日法律第百六十六号)

改正

昭和三十三年	五月二〇日法律第一六一号	昭和五十四年	六月二九日法律第五二号
同三十四年	四月四日同第一〇三号	同五十五年	五月七日同第四三三号
同三十五年	三月三十一日同第一〇三号	同六十年	五月二七日同第七三三号
同三十六年	六月二七日同第一四七号	同六十二年	五月二七日同第六九号
同三十七年	五月一六日同第一四〇号	平成	五月二二日同第八九号
同三十八年	七月二二日同第一七〇号	同七年	五月二二日同第九一号
同三十九年	七月二二日同第一七〇号	同八年	六月一四日同第八〇号
同四〇年	七月二〇日同第一七三三号	同九年	六月一三日同第八〇号
同四一年	八月一日同第一二〇号	(未施行)	二九四二ページ参照
同四二年	五月二〇日同第五五号		
同四三年	五月二〇日同第五五号		
同四四年	五月一日同第五三三号		
同四五年	五月二五日同第八〇号		
同四六年	七月五日同第八六号		
同四七年	六月二二日同第四四号		

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をここに公布する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 製錬の事業に関する規制 (第三条―第十二条の五)
- 第三章 加工の事業に関する規制 (第十三条―第二十二條の七)
- 第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 (第二十三条―第四十三条の三)
- 第五章 再処理の事業に関する規制 (第四十四条―第五十一条)

第三十三編 工業 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)

D [日法六二五五] ⑤

- 第五章の二 廃棄の事業に関する規制 (第五十一条の二―第五十一条の二十四)
- 第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制 (第五十二条―第六十一条の二)
- 第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制 (第六十一条の三―第六十一条の二十三)
- 第六章の三 指定検査機関等 (第六十一条の二十四―第六十一条の四十三)
- 第七章 雑則 (第六十二条―第七十六条)
- 第八章 罰則 (第七十六条の二―第八十四条)
- 第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等 (第八十五条―第八十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号) の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われ、これを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

(定義)

(昭三六法五〇・昭六一法七三・昭六三法六九・一部改正)

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(昭四三法五五・旧第二十九条繰上・一部改正、昭五三法八六・昭六一法

七三・一部改正)

(溶接の方法及び検査)

第二十八条の二 原子炉容器その他の主務省令で定める原子炉施設であつて溶接をするものについては、主務省令で定めるところにより、その溶接につき主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その溶接の方法について主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する原子炉施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めるところにより、その溶接につき主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

(昭六一法七三・追加)

(定期検査)

第二十九条 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その原子炉施設の性能が主務省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(昭三六法五〇・追加、昭四三法五五・旧第二十九条の二繰上・一部改

正、昭五三法八六・昭六一法七三・一部改正)

(運転計画)

第三十条 原子炉設置者は、主務省令(実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉(実用船用原子炉を除く。以下この条において同じ。))については総理府令、通商産業省令、実用船用原子炉以外の船舶に設置する原子炉については総理府令、運輸省令)で定めるところにより、その設置に係る原子炉(政令で定める原子炉に該当するものを除く。)の運転計画を作成し、主務大臣(実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉については内閣総理大臣及び通商産業大臣、実用船用原子炉以外の船舶に設置する原子炉については内閣総理大臣及び運輸大臣)に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(昭五三法八六・全改)

(合併)

をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(昭四二法七三・昭四三法五五・昭五四法五二・昭六一法七三・一部改)

正)

(溶接の方法及び検査)

第四十六条の二 使用済燃料の溶解槽その他の総理府令で定める再処理施設であつて溶接をするものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び総理府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その溶接の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合している

第三十三編 工業 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)

ときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従って行われていること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する再処理施設であつて輸入したものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

(昭六一法七三・追加)

(定期検査)

第四十六条の二の二 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(昭五四法五二・追加、昭六一法七三・旧第四十六条の二繰下・一部改)

正)

(事業開始等の届出)

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(昭五四法五二・追加)

第五十一条の十 廃棄物管理事業者は、総理府令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて総理府令で定める期間ごとに内閣総理大臣が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その特定廃棄物管理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(昭六一法七三・追加)

(事業開始等の届出)

第五十一条の十一 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(昭六一法七三・追加)

(合併)

第五十一条の十二 廃棄事業者である法人の合併の場合(廃棄事業者である法人と廃棄事業者でない法人が合併する場合において、廃棄事業者である法人が存続するときを除く)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 第五十一条の三第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第五十一条の四の規定は、前項の認可に準用する。

(昭六一法七三・追加)

(相続)

第五十一条の十三 廃棄事業者について相続があつたときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(昭六一法七三・追加)

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 内閣総理大臣は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するとき、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第五十一条の六の規定に違反したとき。

四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条の十八第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反したとき。

め、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則を次のように定める。

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

管理の事業に関する規則

(昭和六十三年十一月七日)
総理府令第四十七号

改正	昭和三十三年	七月二六日	総理府令第四十一号
(同)	六三年	一月二三日	同
(同)	六三年	一月二三日	第四八号
平成	元年	五月一九日	第二四号
同	二年	一月二八日	第五六号
同	六年	三月八日	第一〇号
同	六年	五月二五日	第二七号
同	八年	七月二二日	第三九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十一条の七第一項及び第二項、第五十一条の八第一項及び第二項第二号、第五十一条の九第一項、第二項及び第四項、第五十一条の十、第五十一条の十四第一項、第五十一条の十五、第五十一条の十六第二項、第五十一条の十八第二項、第五十一条の二十第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十三条の七第二項、第十三条の十、第十三条の十二及び第二十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するた

第三十三編 工業

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の規則)

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

三 「管理区域」とは、廃棄物管理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量当量が科学技術庁長官（以下「長官」という。）の定める線量当量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が長官の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が長官の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

四 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量

一通及び副本二通とする。

(定期検査の実施)

第二十条 法第五十一条の十第一項の総理府令で定める期間は、一年とする。

(定期検査合格証)

第二十一条 長官は、法第五十一条の十第一項の定期検査を行い、合格と認めるときは、定期検査合格証を交付する。

(定期検査の技術上の基準)

第二十二条 法第五十一条の十第二項の総理府令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第九条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

二 廃棄物管理施設における火災を防止する能力その他の性能が、法第五十一条の八の使用前検査において長官が合格と認められた状態に維持されていること。

(合併の認可の申請)

第二十三条 法第五十一条の十二第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 廃棄物管理の事業に係る事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が廃棄物管理事業者でない場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行つてい事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款又は寄附行為並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の合併の日以後五年内の日を含む毎事業年度における廃棄物管理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

六 その他合併後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。
(変更等の届出)

第二十四条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

	法令名	条文
1	臓器の移植に関する法律	11条
2	密集市街地における防災害区の整備に関する法律	23条
3	国家公務員等の旅費に関する法律	46条
4	地方税法	34条, 314条の2
5	地方税法施行令	7の14の3条, 54の47条
6	破壊活動防止法	5条
7	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令	4条
8	警察官職務執行法	4条
9	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令	6条
10	公営住宅法	7条, 8条, 9条, 42条
11	建設業法	19の3条
12	国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法施行令	2条, 3条
13	国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法	3条
14	租税特別措置法施行令	40の4条
15	所得税法	9条, 51条, 57の2条, 62条, 69条, 72条, 73条
16	所得税法施行令	14条, 15条, 20条, 25条, 73条, 167の3条, 178条, 200条, 217の2条, 292条
17	法人税法	95条
18	法人税法施行令	77の2条
19	相続税法	21の3条
20	関税低率法施行令	1の5条
21	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令	3条
22	学校図書館法施行令	1条
23	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令	2条
24	理科教育振興法施行令	2条
25	盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令	1条
26	産業教育振興法施行令	2条
27	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	9条, 38条, 44条
28	住宅金融公庫法施行令	12条, 13条
29	住宅融資保険法	4条
30	住宅金融公庫法	20条
31	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令	6条, 7条
32	郵便貯金法第4条第一項の施設における国有財産の管理の委託に関する政令	7条
33	郵便貯金法	93条
34	労働基準法	38の2条
35	障害者の雇用の促進等に関する法律	27条

○臓器の移植に関する法律

(臓器売買等の禁止)

- 第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供を受けたこととの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- 2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたこととの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることとの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- 4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることとの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。
- 6 第一項から第四項までの対価には、交通、通賃、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあつせんをすることに關して通常必要であると認められるものは、含まれない。

○密集市街地における防災害害区の整備の促進に関する法律

(移転料の支払)

第二十三条 認定居住安定計画(第十八条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において同じ)に定められた延焼等危険賃貸住宅(以下「認定賃貸住宅」という)の認定所有者は、当該認定賃貸住宅の第七条第一項の規定による通知を受けた居住者が当該認定賃貸住宅から認定居住安定計画に定められた代替住宅へその住居の移転(認定居住安定計画において延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部が代替住宅として定められている場合)については、当該認定居住安定計画に定められた居住居から当該代替住宅への移転を含む)をする場合においては、当該居住者に対して、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、通常必要な移転料を支払わなければならない。

○国家公務員等の旅費に関する法律

(旅費の調整)

第四十六条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、大蔵大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

(昭二六法二六・昭三二法八七・一部改正)

○地方税法

(所得控除)

第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 前年中に災害又は盗難若しくは横領(以下本号において「災害等」という。)により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものがある資産(第三十二条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。)について損失を受けた場合(当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。)において、当該損失の金額(当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下本号において「損失の金額」という。)の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。)が五万円以下である場合(災害関連支出の金額がない場合を含む) 当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち

五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。)を支払い、その支払った医療費の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額(その金額が十万円を超える場合には、十万円)を超える所得割の納税義務者 その超える金額(その金額が二十万円を超える場合には、二十万円)

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 前年中に災害又は盗難若しくは横領(以下本号において「災害等」という。)により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものがある資産(第三十三条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。)について損失を受けた場合(当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。)において、当該損失の金額(当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下本号において「損失の金額」という。)の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。)が五万円以下である場合(災害関連支出の金額がない場合を含む) 当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円

円とイに定める金額とのいずれか低い金額

二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的業務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者、その超える金額（その金額が二十万円を超える場合には、二十万円）

○地方税法施行令

（小規模企業共済等掛金控除額の控除の対象となる心身障害者共済制度に係る契約の範囲）

第七条の十四の三 法第三十四条第一項第四号ロに規定する政令で定める共済制度は、地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者（以下本条において「心身障害者」という。）を扶養する者（以下本条において「加入者」という。）が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給することを定めている制度（脱退一時金（加入者が当該制度から脱退する場合に支給される一時金をいう。）の支給に係る部分を除く。）で、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 心身障害者の扶養のための給付金（その給付金の支給開始前に心身障害者が死亡した場合に加入者に対して支給される弔慰金を含む。）のみを支給するものであること。

二 前号の給付金の額は、心身障害者の生活のために通常必要とされる費用を満たす金額（同号の弔慰金にあつては、掛金の累積額に比して相当と認められる金額）を超えず、かつ、その額について、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

三 第一号の給付金（同号の弔慰金を除く。次号において同じ。）の支給は、加入者の死亡、重度の障害その他地方公共団体の長が認定した特別の事故を原因として開始されるものであること。

四 第一号の給付金の受取人は、心身障害者又は前号の事故発生後において心身障害者を扶養する者とするものであること。

五 第一号の給付金に関する経理は、他の経理と区分して行い、かつ、掛金その他の資金が銀行その他の金融機関に対する運用の委託、生命保険への加入その他これらに準ずる方法を通じて確実に運用されるものであること。

（法第六百三条の二第一項各号の基準）

第五十四条の四十七 法第六百三条の二第一項第一号に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 その構造及び工法からみて仮設のものでないこと。

二 その利用が相当の期間にわたると認められること。

2 法第六百三条の二第一項第二号に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 その整備状況が同一又は類似の用途に供される施設について通常必要とされる整備の水準と同程度の水準に達しているものであること。

二 その利用が相当の期間にわたると認められること。

三 その効用を維持するため通常必要とされる管理が行われると認められること。

○破壊活動防止法

(団体活動の制限)

第五条 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるときは、左に掲げる処分を行うことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相当な限度をこえてはならない。

一 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。

二 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙(団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。)によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。

三 六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に關与した特定の役員(代表者、主幹者その他名称のいかんを問はず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。

2 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役員又は構成員として、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。但し、同項第三号の処分が生じた場合において、当該役員又は構成員が当該処分の効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限でない。

○自動車等の保管場所の確保等に関する法律施行令

(法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等)

第四条 法第十一条第三項の政令で定める特別の用務は、次の各号に掲げる用務とする。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第二項の規定による災害応急対策の実施

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十三条第二項の規定による自衛隊の行動

2 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 自動車等が、工作物の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

二 自動車等が、自衛隊法第七十七条の規定による防衛出動待機命令又は同法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令に基づき待機が行われている間、当該待機のため駐車することがやむを得ない場合

三 自動車等が、医師若しくは歯科医師の往診又は助産婦の出張による業務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

四 自動車等が、生命が危険な状態にある傷病者を看護する用務が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

五 自動車等が、報道機関による報道の取材が行われている間、当該報道の取材のため駐車することがやむを得ない場合

六 自動車等が、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号のいずれかに掲げるもの並びに電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七十三条第一項の線路及び空中線並びにこれらの附属設備に係る工事が行われている間、当該工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合

七 自動車等が、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七十七条第一項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該調査の実施のため駐車することがやむを得ない場合

八 自動車等が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

九 自動車等が、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五章の規定による退去強制手続を執行する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十 自動車等が、郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第四十四条十九号、第五十号及び第五十三号に掲げる事務が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十一 火事、出水等の事故その他自己の責めに帰することのできない理由により自動車の保管場所を使用することができないため道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用し、又は道路において法第十一条第二項各号のいずれかに掲げる行為をすることがやむを得ない場合において、新たに自動車の保管場所を確保するため通常必要と認められる間、当該道路上の場所を管轄する警察署長に届け出て当該行為をするとき。

○警察官職務執行法

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事務の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事務の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることが出来る。

2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を越て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

○古都における歴史的風土の保存に 関する特別措置法施行令

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

十一 屋外広告物の表示又は掲出

イ 当該屋外広告物の表示又は掲出が、営業等のために通常必要と認められるものであること。

ロ 当該屋外広告物の規模、形態及び意匠が、当該表示又は掲出の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

○公営住宅法

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七条 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等(建設省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。)の二分の一を補助することが出来る。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(火災の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等)

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等に要する費用の三分の二を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第十条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。))で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転賃をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

3 国は、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)、当該共同施設の建設に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)、若しくはこれらの補修(以下「災害に基づく補修」という。)に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土

地の造成をいう。以下同じ。)に要する費用の二分の一を補助することができる。

4 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費を超えるときは、標準建設費を公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用と、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(平八法五・全改)

(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)

第九条 事業主体は、公営住宅の借上げをする場合において、公営住宅として低額所得者に転賃するために必要となる住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合において、共同施設として公営住宅の入居者の共同福祉のために必要となる施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

3 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として建設省令で定めるものに係る費用(以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超えない場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち建設省令で定める施設に係る費用(以下この条において「施設工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5 前二項の規定による国の補助金額の算定については、住宅共用部分工事費又は施設工事費が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費を超えたときは、標準住宅共用部分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工事費を施設工事費とみなす。

6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはその附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又は施設の建設若しくは改良に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(移転料の支払)

第四十二条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、建設省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払わなければならない。

○国有の会議場施設の管理の委託等

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

○国有の会議場施設の管理の委託等

に関する特別措置法施行令

第二条 法第三項に規定する受託施設の管理に關し通常必要とする費用とは、当該受託施設の管理のため通常必要と認められる人件費、用度品費及び光熱水料その他の費用、修繕に要する費用並びに当該施設に係る賦課金とする。

(管理の再委託)

第三条 管理受託者(法第二項に規定する管理受託者をいう。以下同じ)は、その委託を受けた事務の全部又は一部を他の者に行なわせる場合には、公益を目的として設立された法人で、資力及び人的構成がその事務を行なうのに適当と認められるものに行なわせなければならない。

2 前項の規定により、同項に規定する事務の全部又は一部を行なうこととなる者(以下「管理再受託者」という)は、その行なうこととなる事務に係る施設(以下「再受託施設」という)を、管理受託者との契約に従つて、使用し又は収益することができる。

3 第一項の規定により、同項に規定する事務の全部又は一部を管理再受託者において行なうこととなる場合においては、当該再受託施設の管理に關し通常必要とする費用は管理再受託者の負担とし、再受託施設の収益行為から生ずる収入は管理再受託者の収入とする。

區有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法

1 政府は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産である國際會議場施設(その敷地を含む)で京都市左京区松ヶ崎に存するものの管理を、当該施設の所在地をその区域とする地方公共団体その他その關係地方公共団体に委託することができる。この場合において、当該施設の管理上必要があるときは、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第二条に規定する物品で当該施設に備え付けるものを当該地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

2 前項の規定により管理の委託を受けた地方公共団体(以下「管理受託者」という)は、管理の委託を受けた施設(以下「受託施設」という)を使用し、又は収益することができる。

3 第一項の規定により管理の委託をした場合においては、受託施設の管理に關し通常必要とする費用は管理受託者の負担とし、受託施設の収益行為から生ずる収入は管理受託者の収入とする。

4 前三項に定めるもののほか、管理受託者がその委託を受けた事務を他の者に行なわせる場合における前二項の規定の適用その他第一項の委託について必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法施行令

(特定公益信託の要件等)

第四十条の四 法第七十条第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む)であることとする。

一 当該公益信託の信託終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、信託の解除ができないものであり、かつ、当該公益信託の条項を変更する場合には当該公益信託に係る主務大臣(当該公益信託が第三項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、大蔵省令で定める者を含む。以下この条において同じ)の認可を受けなければならないこと。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金
ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第一項に規定する貸付信託の受益証券の取得
ハ イ又はロに準ずるものとして大蔵省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託法第八条第一項ただし書に規定する信託管理人(第七号において「信託管理人」という)が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。

(非課税所得)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

四 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの

五 給与所得を有する者で通勤するもの(以下この号において「通勤者」という。)がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当(これに類するものを含む。)のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

(資産損失の必要経費算入)

第五十一条 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失(当該資産の損壊による価値の減少を含む。)その他の事由により生じた損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。)は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

3 災害又は盗難若しくは横領により居住者の有する山林について生じた損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

4 居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(山林及び第六十二条第一項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)に規定する資産を除く。)の損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額、資産の譲渡により又はこれに関連して生じたもの及び第一項若しくは第二項又は第七十二条第一項(雑損控除)に規定するものを除く。)は、それぞれ、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(この項の規定を適用しないで計算したこれらの所得の金額とする。)を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

5 第一項及び前二項に規定する損失の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第三項(給与所得)に規定する給与所得控除額を超えるときは、その年分の同条第二項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができる。

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出(その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合における当該補てんされる部分を除く。)をいう。

一 その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもののうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるところに二 転任に伴うものであることにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出として政令で定めるもの

三 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除く。)であることにつき大蔵省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものための支出

(生活に必要でない資産の災害による損失)

第六十二条 居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産として政令で定めるものについて受けた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く）は、政令で定めるところにより、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

2 前項に規定する損失の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2 前項の場合において、同項に規定する損失の金額のうち第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産に係る所得の金額（以下この項において「生活に通常必要でない資産に係る所得の金額」という）の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるもの以外のもので当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じたものとみなす。

(雑損控除)

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に關連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接關連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む）。その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
 - 二 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合。その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額と前号に掲げる金額とのいずれか低い金額
 - 三 その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合。五万円と第一号に掲げる金額とのいずれか低い金額
- 2 前項に規定する損失の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の規定による控除は、雑損控除という。

(医療費控除)

第七十三条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 2 前項に規定する医療費とは、医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに關連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。
- 3 第一項の規定による控除は、医療費控除という。

第十四条 国内に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定する。

一 その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。

2 前項の規定により国内に住所を有する者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が国内に居住する場合に、これらの者も国内に住所を有する者と推定する。

(昭五五政三〇・平二政四六・一部改正)

(国内に住所を有しない者と推定する場合)

第十五条 国外に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。

一 その者が国外において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。

2 前項の規定により国内に住所を有しない者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が国外に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有しない者と推定する。

(非課税とされる業務上の傷害に基づく給付等)

第二十条 法第九条第一項第三号イ(非課税所得)に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十二条第一項(旧軍人等に対する増加恩給等の給付等)の規定による傷病年金

二 労働基準法第八章(災害補償)の規定により受ける療養の給付若しくは費用、休業補償、障害補償、打切補償又は分割補償(障害補償に係る部分に限る。)

三 船員法第十章(災害補償)の規定により受ける療養の給付若しくは費用、傷病手当、予後手当又は障害手当

四 条例の規定により地方公共団体から支払われる給付で法第九条第一項第三号イに規定する増加恩給又は傷病賜金に準ずるもの

2 法第九条第一項第三号ハに規定する政令で定める共済制度は、地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者(以下この項において「心身障害者」という。)を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給することを定めている制度(脱退一時金(加入者が当該制度から脱退する場合に支給される一時金をいう。))の支給に係る部分を除く。)で、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 心身障害者の扶養のための給付金(その給付金の支給開始前に心身障害者が死亡した場合に加入者に対して支給される弔慰金を含む。)のみを支給するものであること。

二 前号の給付金の額は、心身障害者の生活のために通常必要とされる費用を満たす金額(同号の弔慰金にあつては、掛金の累積額に比して相当と認められる金額)を超えず、かつ、その額について、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

(譲渡所得について非課税とされる生活用財産の範囲)

第二十五条 法第九条第一項第九号(非課税所得)に規定する政令で定める資産は、生活に通常必要な財産のうち、次に掲げるもの(一)個又は一組の価額が三十万円を超えるものに限る。(一)以外のものとする。

- 一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製
- 品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品
- 二 書画、こつとう及び美術工芸品

(特定退職金共済団体の要件)

第七十三条 前条第二項第一号に規定する特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村(特別区を含む。)、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするものその他大蔵大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき次に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものを用い。

一 多数の事業主を対象として退職金共済契約(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給することを約する契約をいう。以下この款において同じ。)を締結することを目的とし、かつ、加入事業主(退職金共済契約を締結した事業主をいう。以下この款において同じ。)のみがその掛金(第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金を含む。第四号、第五号及び第八号において同じ。)を負担すること。

二 被共済者(退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者をいう。以下この款において同じ。)のうち他の特定退職金共済団体の被共済者を含まないこと。

三 被共済者のうち加入事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は加入事業主である法人の役員(法人税法第三十五条第五項(使用人としての職務を有する役員)の意義)に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。)を含まないこと。

四 掛金として払い込まれた金額(その運用による利益を含む。次号において同じ。)は、加入事業主に返還しないこと。

五 掛金として払い込まれた金額から退職金共済事業を行う団体の事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額(において「資産総額」という。)は、次に掲げる資産として運用し、かつ、これらの資産を担保に供し又は貸し付けないこと。

第六十七條之三 法第五十七條の二第二項第一号（給与所得者の特定支出の控除の特例）に規定する政令で定める支出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する支出（航空機の利用に係るものを除く。）とする。

一 交通機関を利用する場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その年中の運賃及び料金（特別車兩料金その他の客室の特別の設備の利用についての料金として大蔵省令で定めるもの（以下この号において「特別車兩料金等」という。）を除く。）の額の合計額（当該合計額が法第五十七條の二第二項第一号の証明がされた経路及び方法による一月当たりの定期乗車券又は定期乗船券の価額（特別車兩料金等に係る部分を除く。）の合計額を超えるときは、当該合計額）

二 自動車その他の交通用具を使用する場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）法第五十七條の二第二項第一号の証明がされた経路及び方法により交通用具を使用するために支出する燃料費及び有料の道路の料金の額並びに当該交通用具の修理のための支出（第八十一條各号（資本的支出）に掲げる金額に相当する部分及びその者の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除く。）でその者の通勤に係る部分の額のその年中の合計額

三 交通機関を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用する場合 前二号の規定に準じて計算した金額

2 法第五十七條の二第二項第二号に規定する政令で定める支出は、転任の事実が生じた日以後一年以内にする同項に規定する転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出で次に掲げる金額に相当するものとする。

一 当該転居のための旅行に通常必要であると認められる運賃及び料金（特別車兩料金その他の客室の特別の設備の利用についての料金として大蔵省令で定めるものを除く。第四項において同じ。）の額

二 当該転居のために自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料の道路の料金の額

三 当該転居に伴う宿泊費の額（通常必要であると認められる額を著しく超える部分を除く。）

四 当該転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用（これに付随するものを含む。）の額

3 法第五十七條の二第二項第五号に規定する政令で定める場合は、配偶者と死別し、若しくは配偶者と離婚した後婚姻をしてい

ない者又は配偶者の生死の明らかでない者で大蔵省令で定めるものが転任に伴い生計を一にする子で大蔵省令で定めるものとの別居を常況とすることとなつた場合とする。

4 法第五十七條の二第二項第五号に規定するその者の旅行に通常要する支出で政令で定めるものは、同号に規定する旅行でその旅行に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する運賃及び料金（一月に四往復を超えて当該旅行をした場合には、当該超えてした旅行に要する運賃及び料金を除く。）とする。

（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）
第七十八條 法第六十二條第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

一 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるもの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産

二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産

三 生活の用に供する動産で第二十五條（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの

2 法第六十二條第一項の規定により、同項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた同項に規定する損失の金額をその生じた日の属する年分及びその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす場合には、次に定めるところによる。

一 まず、当該損失の金額をその生じた日の属する年分の法第三十三條第三項第一号（譲渡所得）に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とし、当該所得の金額の計算上控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該年分の同項第二号に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

二 前号の規定によりなお控除しきれない損失の金額があるときは

3 法第六十二條第一項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 法第三十八條第一項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産（次号に掲げるものを除く。）当該損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一條第二項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費）の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 法第三十八條第二項に規定する資産 当該損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一條第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

三 法第三十八條第二項に規定する資産 当該損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一條第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

第二百九十九条第二項（損益通算の対象とならない損失）に規定する政令で定める損失の金額は、第七十八条第一項第一号（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）に規定する競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

2 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち前項に規定する競走馬の譲渡に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、当該競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除する。

第二百七十七条第二項（法第七十八条第三項（特定公益信託）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）であることとする。

一 当該公益信託の信託終了の場合において、その信託財産が國若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、信託の解除ができないものであり、かつ、当該公益信託の条項を変更する場合には当該公益信託に係る主務大臣（当該公益信託が第三項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、大蔵省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けるものであること。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして大蔵省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託法（大正十一年法律第六十二号）第八條第一項ただし書（信託管理人）に規定する信託管理人（第七号において「信託管理人」という。）が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要額を超えないものであること。

十五 法第六十二條（生活に通常必要でない資産の災害による損失） 同条第一項に規定する生活に通常必要でない資産は、法第六十四條第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の有する当該資産のうち国内にあるもの及び同項第四号に掲げる非居住者の有する当該資産のうちその譲渡により生ずべき所得が同号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限るものとする。

(寄付金の残余財産価額への算入)

第九十五条 内国普通法人等が清算中に支出した第三十七条第六項(寄付金の意義)に規定する寄付金の額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。ただし、当該寄付金の額のうち、その清算業務の遂行上通常必要と認められるもの並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、清算確定申告書に、同項ただし書に規定する寄付金の額の記載があり、かつ、当該寄付金の明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項ただし書の規定により残余財産の価額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項ただし書に規定する寄付金の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添附がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は明細書の添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は明細書の添附がなかつた金額につき第一項ただし書の規定を適用することができる。

○法人税法施行令

(特定公益信託の要件等)

第七十七条の二 法第三十七条第五項(特定公益信託)に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)であることとする。

一 当該公益信託の信託終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、信託の解除ができないものであり、かつ、当該公益信託の条項を変更する場合には当該公益信託に係る主務大臣(当該公益信託が第三項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、大蔵省令で定める者を含む。以下この条において同じ。)の認可を受けるものであること。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして大蔵省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託法(大正十一年法律第六十二号)第八條第一項ただし書(信託管理人)に規定する信託管理人(第七号において「信託管理人」という。)が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要額を超えないものであること。

○相続税法

(贈与税の非課税財産)

第二十一条の三 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 法人からの贈与により取得した財産

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八條第三項に規定する特定公益信託(以下この号において「特定公益信託」という。)で学術に關する顕著な貢献を表彰するものとして若しくは顕著な価値がある学術に關する研究を奨励するものとして大蔵大臣の指定するものから交付される金品で大蔵大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

五 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに基つて支給される給付金を受ける権利

六 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に關し贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九條の規定による報告がなされたもの

2 第十二條第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

(課税価格に含まれる運賃等)

第一条の五 法第四条第一項第一号(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物(法第四条の六第一項(航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例)に規定する貨物に該当するものを除く。)の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とする。

2 法第四条第一項第三号ニ(課税価格に含まれる役務に要する費用)に規定する政令で定める輸入貨物の生産に関する役務は、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものとする。

3 法第四条第一項第四号(課税価格に含まれる特許権等の対価)に規定する政令で定める特許権、意匠権及び商標権に類するものは、実用新案権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものとする。

する法律施行令

(学用品に係る補助の基準及び範囲)

第三条 法第二条の規定による学用品の給与に対する国の補助は、市町村が、同条に規定する保護者に対して、その保護者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童(以下「学齢児童」という。)又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒(以下「学齢生徒」という。)のため購入する必要のある学用品の全部又は一部について現物又はその購入費を給与する場合において、児童が使用する学用品又は生徒が使用する学用品についてそれぞれ文部大臣が定める額に、それぞれ第六条の規定により都道府県の教育委員会が各市町村に配分した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額を限度として、その給与した学用品の価額又は購入費の総額の二分の一について行なうものとする。

2 法第二条の規定により国が行なう学用品の給与に対する補助の範囲は、児童又は生徒が通常必要とする学用品の価額又は購入費の額とする。

○学校図書館法施行令

(設備及び図書の基準)

第一条 学校図書館法(以下「法」という。)第十三条の規定に基き学校図書館(法第二条に規定する「学校図書館」という。以下同じ。)の設備及び図書について政令で定める基準は、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部(以下「学校」という。)の別及びその生徒の数に依り、別表第一から第四までに掲げる設備及び図書で学校図書館のために通常必要なものとする。

2 前項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(設備の基準)

第二条 法第八条第一項及び第九条第一項の規定に基き定時制教育(法第二条に規定する「定時制教育」という。以下同じ。)の設備について政令で定める基準は、別表第一から第三までに掲げる設備で定時制教育のために通常必要なものとする。

2 法第八条第一項の規定に基き通信教育(法第二条に規定する「通信教育」という。以下同じ。)の設備について政令で定める基準は、別表第四に掲げる設備で通信教育のために通常必要なものとする。

3 前二項の基準に関する細目は、文部省令で定める。

○理科教育振興法施行令

(設備の基準)

第二条 法第九条第一項の規定に基つき同項第一号に掲げる設備について政令で定める基準は、学校の種類別及び部別に依り、別表第一から第三までに掲げる設備で理科教育(法第二条に規定する「理科教育」という。)のために通常必要なものとする。

2 前項の基準に関する細目は、理科教育及び産業教育審議会の議を経て、文部省令で定める。

○盲学校、聾学校及び養護学校への

就学奨励に関する法律施行令

(経費の範囲及び算定基準)

第一条 都道府県が、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に
関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の規定によりその
全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の
各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところに
よる。

一 教科用図書 学校の種類別及び学年別に文部省令で定める教
科ごとに各一種類の教科用図書の価額。た
し、特定の教科については、文部省令で定める
ところにより、二以上の種類の教科用図書の価
額

二 学校給食費 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第
六条第二項に規定する学校給食費又は盲学校、
聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部におけ
る学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第
百十八号)第二条に規定する学校給食に要する
経費で同法第五条第一項に規定する経費以外の
ものの額

三 通学に要す
る交通費 児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び
方法により通学する場合の交通費の額
学校附設の寄宿舎に居住する児童又は生徒が、
年間三回以内、最も経済的な通常の経路及び方
法により帰省する場合の往復の交通費の額

四 帰省に要す
る交通費

五 付添人の付
添に要する交
通費 学校附設の寄宿舎に居住する児童又は生徒が年
間三回以内帰省する場合及び小学部第一学年か
ら第三学年までに在学する児童が通学する場合
に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び
方法による付添中の交通費の額

六 学校附設の
寄宿舎居住に
伴う経費 寝具その他文部省令で定める日用品等の購入費
及び文部省令で定める範囲の食費の額

七 修学旅行費 児童又は生徒が、小学部、中学部又は高等部
を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する
経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿
泊費及び見学料の額

八 学用品の購
入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費
の額

○産業教育振興法施行令

(施設及び設備の基準)

第二条 法第十五条第一項第一号(法第十九条第一項において準用
する場合を含む。)に規定する高等学校における産業教育のため
の実験実習の施設及び設備の基準は、高等学校において開設され
る科目の属する別表第二欄に掲げる科目群に同じ、当該科目群の
教育のため通常必要な同表第三欄及び第四欄に掲げる施設及び設
備とする。

2 前項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の
高等学校とみなす。

3 別表に定める基準に関する細目及び同表第二欄に掲げる科目群
に属する科目については、理科教育及び産業教育審議会の議を経
て、文部省令で定める。

○主要食糧の需取及び価格の安定
に関する法律

(第一種出荷取扱業の登録の拒否)

第九条 農林水産大臣は、第一種出荷取扱業の登録の申請者が次の
各号の一に該当するとき、又は第七条第一項の申請書若しくは同
条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項につ
いて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている
ときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第一種出荷取扱業を適確に遂行するに足る資力信用を有し
ない者

二 第一種出荷取扱業に通常必要と認められる施設で農林水産省
令で定めるものを権原に基づいて利用できない者

(卸売業の登録の拒否)

第三十八条 都道府県知事は、卸売業の登録の申請者が次の各号の
一に該当するとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条
第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項につ
いて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていると
きは、その登録を拒否しなければならない。

一 卸売業を適確に遂行するに足る資力信用を有しない者
二 卸売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定める
ものを権原に基づいて利用できない者

(小売業の登録の拒否)

第四十四条 都道府県知事は、小売業の登録の申請者が次の各号の
一に該当するとき、又は第四十二条第一項の申請書若しくは同条
第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項につ
いて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていると
きは、その登録を拒否しなければならない。

一 小売業を適確に遂行するに足る資力信用を有しない者
二 小売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定める
ものを権原に基づいて利用できない者

(中高層耐火建築物等の建設の貸付金の限度)

第十二条 法第十七条第十項の規定による貸付金(以下この条において「中高層耐火建築物等建設貸付金」という。)の金額の限度は、中高層耐火建築物等(法第十七条第十一項に規定する中高層耐火建築物等をいう。以下同じ。)の住宅部分については、その建設費の、中高層耐火建築物等の住宅部分以外の部分については、当該中高層耐火建築物等が、施設建築物等(同条第十項に規定する施設建築物等をいう。以下同じ。)である場合にあっては当該住宅部分の床面積に百分の三百を乗じて得た面積と等しい床面積の部分(住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に百分の三百を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の層耐火建築物等という。)である場合にあっては当該住宅部分の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積と等しい床面積の部分(住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分)の建設費の、施設建築物等の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権については、その土地又は借地権の価額の、それぞれ八割に相当する金額とする。

2 次に掲げる住宅が施設建築物等内にある場合における当該施設建築物等内の住宅部分以外の部分のうち、当該住宅の床面積に百分の三百を乗じて得た面積と等しい床面積の部分(住宅部分以外の部分の床面積が当該住宅の床面積に百分の三百を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分)の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権の取得並びに次に掲げる住宅が特定中高層耐火建築物等内にある場合における当該特定中高層耐火建築物等内の住宅部分以外の部分のうち、当該住宅の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積と等しい床面積の部分(住宅部分以外の部分の床面積が当該住宅の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分)の建設に係る中高層耐火建築物等建設貸付金の金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該部分の建設費及び当該土地又は借地権の価額の九割に相当する金額とする。

一 地方公共団体、地方住宅供給公社若しくは日本勤労者住宅協会又は地方公共団体が財産を提供して設立した民法第三十四条の法人(当該法人が財産を提供して設立した同条の法人を含む。)が、法第十七条第一項の規定による貸付けを受けて建設する住宅

二 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅

三 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅

3 土地又は借地権を有する者が当該土地に中高層耐火建築物等その全部が住宅であるものを建設する場合において、中高層耐火建築物等建設貸付金の貸付けを受けるときは、その貸付金の金額の限度は、第一項の規定にかかわらず、当該中高層耐火建築物等の建設費及び当該中高層耐火建築物等の建設に通常必要な土地又は借地権の取得に必要な費用(当該土地又は借地権の取得に必要な費用が当該中高層耐火建築物等の建設費の一割七分を超える場合においては、当該中高層耐火建築物等の建設費の一割七分に相当する金額)を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

(中高層耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 法第十七条第十一項の規定による貸付金(以下この条において「中高層耐火建築物等購入貸付金」という。)の金額の限度は、中高層耐火建築物等の購入価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)又は施設建築物等の購入に付随して新たに取得する土地若しくは借地権の価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)のそれぞれ八割に相当する金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の金額の限度は、それぞれ当該各号に定める金額とする。
一 都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区内に同条第五号に規定する宅地を所有する者、当該施行地区内に権原に基づき存する建築物を所有する者又は当該施行地区内の建築物について同条第十三号に規定する借家権を有する者が当該施行地区内の施設建築物を購入する場合、施設建築物の購入価額及び施設建築物の購入に付随して新たに取得する土地又は借地権の価

二 前号に掲げる者以外の者が自ら居住するため、又は雇員の居住の用に供するため施設建築物を購入する場合、施設建築物の購入価額及び施設建築物の購入に付随して新たに取得する土地又は借地権の価額のそれぞれ八割五分に相当する金額

2 中高層耐火建築物等内の住宅部分以外の部分の全部又は一部が前条第二項の規定による限度において貸付けを受けて建設されたものである場合においては、当該住宅部分以外の部分に係る中高層耐火建築物等購入貸付金の金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該住宅部分以外の部分の購入価額又は施設建築物等の住宅部分以外の部分の購入に付随して新たに取得する土地若しくは借地権の価額のそれぞれ九割に相当する金額とする。

3 前条第三項の規定による限度において貸付けを受けて建設された中高層耐火建築物等に係る中高層耐火建築物等購入貸付金の金額の限度は、第一項の規定にかかわらず、中高層耐火建築物等の購入価額及び当該中高層耐火建築物等の購入に付随して通常必要な土地又は借地権の取得に必要な費用(当該土地又は借地権の取得に必要な費用が当該中高層耐火建築物等の購入価額の一割七分をこえる場合においては、購入価額の一割七分に相当する金額)を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

4 法第二十一条の三第一項に規定する権利者が大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十八条第四号に規定する施設住宅(以下この項において「施設住宅」という。)でその全部が住宅であるもの(前条第三項の規定による限度において貸付けを受けて建設されたものを除く。)を購入する場合(当該購入に付随する土地又は借地権の取得について法第二十一条の三第二項の規定の適用を受けている場合に限る。)において、中高層耐火建築物等購入貸付金の貸付けを受けるときにおけるその貸付金の金額の限度については、前項の規定を準用する。当該貸付けを受けて購入された施設住宅に係る中高層耐火建築物等購入貸付金の金額の限度についても、同様とする。

5 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅宅地債券引受者に対する中高層耐火建築物等購入貸付金のうち第一項各号に掲げる場合における貸付金の一戸当たりの金額の限度は、同項ただし書の規定にかかわらず、同項各号の規定による一戸当たりの金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、特定住宅宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、特定住宅宅地債券引受者以外の住宅宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(保険関係が成立する貸付)

第四条 前条第一項の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する貸付は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設(以下「施設」という。)の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付であること。
- 二 貸付期間(給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間)が六月以上であること。

○住宅金融公庫法

(貸付金額の限度)

第二十条 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(次条第一項の表一の項区分の欄に規定する政令で定める貸付金、第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金及び同項第四号に掲げる者のうち地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者(以下「地方公共団体等」という。)以外の者に対する貸付金を除く。)の一戸当たりの金額の限度は、次の表の上欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄各項に掲げるとおるとする。

区	分	限	度
耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅の建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅以外の住宅の建設又は既存住宅の購入並びにこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(新築住宅の購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費を超える場合においては標準建設費、以下この条において同じ。)及び土地又は借地権の価額(価額が標準価額を超える場合において、標準価額。以下この条において同じ。)の八割五分に相当する金額	住宅の建設費又は既存住宅の購入価額(購入価額が経過年数に応じ算定した既存住宅標準購入費を超える場合においては、既存住宅標準購入費)及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額

2 土地又は借地権を有する者が当該土地に耐火建築物等を建設する場合において、当該耐火建築物等内の住宅の建設について第十七条第一項の規定による貸付を受けるとき(併せて同条第二項の規定による当該住宅の建設に付随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けを受ける場合を除く。)は、その貸付金の一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該住宅の建設費及び当該住宅の建設に通常必要な土地又は借地権の取得に必要な費用(当該土地又は借地権の取得に必要な費用が当該住宅の建設費の一分七分を超える場合においては、当該住宅の建設費の一分七分に相当する金額)を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

○本州四国連絡航路の建設に伴つ一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

(資産の撤去に要する費用に相当する額の算定基準)

第六条 交付金の額のうち法第十一条第二号の費用に相当する額は、資産の撤去の工事のために要した費用の額、撤去後の原状回復のために要した費用の額及び撤去した資産の移転又は廃棄のための運搬に要した費用の額(これらの額が近傍における類似の工事の費用等を勘案して通常必要となる費用の額として公団が定める額を超えるときは、当該公団が定める額)を合計した金額とする。

(事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用に相当する額の算定基準)

第七条 交付金の額のうち法第十一条第三号の費用に相当する額は、次の各号に掲げる額を合計した金額とする。

- 一 イ又はロの区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
- イ 指定規模縮小等航路につき事業を廃止した場合 当該事業に係る営業収益の年額から営業費用の年額を控除した額(以下この条において「営業利益の年額」という。)に二を乗じて得た額
- ロ 指定規模縮小等航路につき事業の廃止以外の事業規模の縮小等を行った場合 当該事業に係る営業利益の年額のうち、当該事業規模の縮小等を行った部分に対応する年額として輸送能力、運航状況等を勘案して公団が定めるところにより算定した額に二を乗じて得た額

二 転換後の事業又は残存する事業の用に供する資産の確保のため必要な費用の額のうち、事業規模の縮小等により不要となる資産をこれらの事業に転用するための改造に要した費用の額(その額が通常必要となる費用の額として公団が定める額を超えるときは、当該公団が定める額)及びその他の特に必要な費用の額として運輸省令・建設省令で定める費用の額を合計した額

○郵便貯金法第4条第一項の施設

における国有財産の管理の委託
に関する政令

(管理費の負担)

第七条 受託財産の管理に関し振興会が負担する費用は、受託財産の管理のため通常必要と認められる人件費、用度品費及び光熱水料その他の費用、修繕に要する費用並びに賦課金とする。

○郵便貯金法

第九十三条 (施設の運営の委託等) 郵政大臣は、第四条第一項の施設の運営を振興会に委託する。この場合において、郵政大臣は、当該施設における国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。第三項において同じ。)の管理を振興会に委託するものとする。

- ② 郵政大臣は、当該施設に備え付ける物品(物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第二条第一項に規定する物品をいう。)を振興会に無償で貸し付け、又は譲与することができる。
- ③ 当該施設の運営(当該施設における国有財産の管理を含む。)に関し、通常必要とする費用は振興会の負担とし、生じた収入は振興会の収入とする。
- ④ 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する委託について必要な事項は、政令で定める。

○労働基準法

第三十八条の二 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したもののみならず、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、命令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

② 前項ただし書の場合において、当該業務に関し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、その協定で定める時間を同項ただし書の当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする。

③ 使用者は、命令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。

④ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものであるとして命令で定める業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

⑤ 第三項の規定は、前項の協定について準用する。

○障害者の雇用の促進等に関する法律

(納付金の額等)

第二十七条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数を乗じて得た額とする。

2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数に達するまでの数の身体障害者を雇用するものとした場合に当該身体障害者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用(身体障害者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備に通常要する費用、身体障害者の適正な雇用管理に必要な措置に通常要する費用その他身体障害者を雇用するために特別に必要とされる費用をいう。)の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

3 前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

4 第十五条第二項の規定は前項の身体障害者である労働者の総数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について準用する。

学校教育法

第五十五条【修業年限】① 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第五十四条の学部については、その修業年限は、四年をこえるものとする事ができる。

② 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、当該課程を専門の課程及びこれに進学するための課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程とする。

③ 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

④ 獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

附 則 (昭和五十八年五月二十五日法律第五五号) 抄

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

(三) 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定めるもの

○文部省令第一号
学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号)附則第二項第二号の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律附則第二項第二号の規定に基づく同法の施行の日前に大学に在学し、同法の施行の日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者の範囲を定める省令を次のとおり定める。
昭和五十九年二月六日
文部大臣 森 喜朗

学校教育法の一部を改正する法律附則第二項第二号の規定に基づく同法の施行の日前に大学に在学し、同法の施行の日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者の範囲を定める省令
学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号。以下「法」という。)附則第二項第二号の監督庁の定める者は、法の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、次の表の上欄に掲げる者で、施行日以後、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに大学において獣医学を履修する課程(以下「獣医学履修課程」という。)に在学することとなつたものとする。

上 欄	下 欄
施行日前の獣医学履修課程に入学した場合には、必要在学年数が二年を超え三年以下となる者	昭和六十年三月三十一日
必要在学年数が一年を超え二年以下となる者	昭和六十一年三月三十一日
必要在学年数が一年以下となる者	昭和六十二年三月三十一日

附 則
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

○学校教育法

第九十八条 この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。

② 前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

③ 前二項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

第九十四条 次に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

公立学校職員年功加俸国庫補助法

現役国民学校職員俸給費国庫補助法

現役青年学校職員俸給費国庫補助法

青年学校教育費国庫補助法

国民学校令

青年学校令

中等学校令

師範教育令

専門学校令

高等学校令

大学令

盲学校及聾啞学校令

幼稚園令

私立学校令

教員免許令

学位令

国立総合大学等の名誉教授に関する勅令

水産講習所の名誉教授に関する勅令

高等商船学校の名誉教授に関する勅令

(昭二五法一〇三・昭三六法一六六・一部改正)

○学校教育法施行令

第八十二条 左に掲げる省令は、これを廃止する。

国民学校令施行規則

国民学校教員及び国民学校養護教員の資格に関する特例施行規則

則

国民学校令施行規則第五十三条ノ規定ニ依ル学級又ハ学校ノ編制ニ関スル規程

昭和十九年文部省令第二十五号

国民学校令施行規則第四百四条第一号ノ学校又ハ養成所ノ指定ニ関スル規則

六大都市立学校幼稚園ニ関スル許可特例

青年学校令施行規則

中学校規程

中学校及高等女学校ノ養護学級ノ編制ニ関スル規程

高等女学校規程

実業学校規程

師範学校規程

高等師範学校及女子高等師範学校規程

青年師範学校規程

公私立専門学校規程

官立纖維専門学校規程

官立農業専門学校規程

官立経済専門学校規程

官立医学専門学校規程

官立薬学専門学校規程

官立工業専門学校規程

官立水産専門学校規程

官立外事専門学校規程

東京医学術学専門学校規程

東京美術学校規程

東京音楽学校規程

東京体育専門学校規程

東京農業教育専門学校規程

高等学校規程

大学規程

公立私立盲学校及聾啞学校規程

東京盲学校規程

東京聾啞学校規程

幼稚園令施行規則

私立学校令施行規則

昭和十九年文部省令第十三号

中学校高等女学校教員検定規程

教員検定受験資格認定学校ニ関スル規則

中学校高等女学校教員無試験検定許可規程

明治四十一年文部省令第七号

昭和七年文部省令第十六号

明治三十三年文部省令第十五号

青年学校教員資格規程

実業学校教員検定ニ関スル規程

大正十一年文部省令第二十九号

高等学校教員規程

高等学校教員規程ノ臨時措置ニ関スル件

司法試験制度と法曹養成制度に関する合意

平成9年10月28日

法曹養成制度等改革協議会は、平成7年11月13日、意見書を取りまとめ、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会に対し、同意見書の趣旨を尊重して、真に国民的見地に立った司法試験制度及び法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的方策を採ることを求めた。

法曹三者は、上記意見書の要請を踏まえ、我が国の社会の高度化、複雑多様化、国際化に伴い、国民の司法に対する期待がますます高まっており、これに対し、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるための方策を的確に講ずる必要があるとの認識において一致し、当面採るべき方策及び今後協議すべき事項等について下記のとおり合意した。

第1 司法試験合格者の年間1,000人程度への増加とこれに伴う制度改革について

1 司法試験合格者の年間1,000人程度への増加について

司法試験合格者を、平成10年度は800人程度に増加させ、平成11年度から年間1,000人程度に増加させる。

2 司法修習制度について

現行司法修習制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築するとの観点から、社会に対する広い視野を持ち、高い識見と柔軟な思考力を備えた、21世紀を担うにふさわしい法曹を養成するため、修習の内容及び方法について配慮と工夫を行う。上記の観点に立って、司法修習の基本的内容については、以下のとおりとする。

(1) 司法修習の期間及びその割り振り

修習期間を1年6か月とし、前期修習を3か月間、実務修習を12か月間、後期修習を3か月間行う。

(2) 司法研修所における前期修習及び後期修習の在り方

従前からの法律実務に関する指導を中心とする5科目の教育に加え、現実の社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的な情報を提供するとともに、法曹としての識見、法曹倫理等の修得を図り得るよう、修習の内容を工夫する。

(3) 配属庁会における実務修習の在り方

民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の実務について、それぞれ修習を行う。また、実務修習の期間中に、法が対象としている社会の実相に触れさせる機会を付与する。

(4) 実施時期

(1)から(3)による新たな司法修習制度は、平成11年度に始まる司法修習から実施する。

3 司法試験制度について

(1) 論文式試験及び口述試験の見直し

司法試験第二次試験のうち論文式試験の科目については、憲法、民法、商法及び刑法の4科目に加え、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とするとともに、法律選択科目を廃止する。

同口述試験の科目については、論文式試験の科目のうち商法を除く5科目とする。

(2) 実施時期

(1)による新たな司法試験制度は、平成12年度の司法試験第二次試験から実施する。

(3) 論文式試験の合格者の決定方法等

法曹三者は、司法試験第二次試験のうちの論文式試験の合格者の決定方法について、日弁連が、平成8年度及び9年度の論文式試験の結果を見ると、短期間の受験での合格者が著しく増加するなど相当の改善効果が現れていることなどにかんがみ、遅くとも平成13年度の司法試験においては合格枠制を廃止すべきであると強く提言したことを受け、今後の司法試験の結果及び司法試験をめぐる動向等を踏まえつつ、同提言も含め、法曹の選抜及び養成の在り方について、広く、かつ、真摯に検討するため、速やかに協議を開始

する。

また、法曹三者は、平成8年度及び9年度の司法試験の結果等にかんがみ、平成11年度から合格者を年間1,000人程度に増加させることに伴い、現状と同程度の制限枠による合格者数を確保しながら、無制限枠による合格者については、合格者の増加分に相当する程度の数を増加させるべきであるとの点で意見が一致した。法曹三者は、上記の内容に沿って司法試験管理委員会規則が改正されるよう努めることとする。

第2 その後の司法試験合格者の年間1,500人程度への増加とこれを図る上で の問題点について

法曹養成制度等改革協議会の多数意見は、中期的な目標として、司法試験合格者を年間1,500人程度に増加することが必要であると述べている。これについて、法曹三者は、前記第1の1及び2のとおり司法試験合格者を増加させるとともに司法修習制度を改革した上で、その後の修習の内容や方法の改善、司法修習生の受入れ態勢、弁護士に対する需要を含む社会の法的ニーズの動向等について調査及び検討を加えていく必要があるとの点で認識が一致した。

そこで、上記の点について、法曹三者は、今次の三者協議会終了後、社会の法的ニーズに関連する諸制度の整備状況及び法曹三者の人員の充足状況等をも参酌しつつ、調査及び検討を継続し、前記第1の2の新たな司法修習制度による3期目の司法修習終了後に、その結果を取りまとめた上で、三者協議会において協議することとする。

第3 法曹資格取得後の研修の充実について

1 法曹三者は、法曹としてそれぞれの資格取得から一定期間経過後に、合同で研修を受ける機会を設けることが有意義であるとの点で意見が一致した。そこで、これに関して、法曹三者は、実施及び運営上の問題点等について更に検討を進め、前記第1の2の新たな司法修習制度による3期目の司法修習終了後に、その結果を踏まえ、協議することとする。

2 また、法曹三者は、法曹資格取得後おおむね5年以内における各自の研修の実施に当たり、相互に緊密に協力するとの点でも意見が一致した。その具体的方法については、今後更に法曹三者それぞれの間において協議することとする。

三者協議会の構成員

最 高 裁

1 常任協議員

総 務 局 長

涌 井 紀 夫

総 務 局 第 一 課 長

小 池 裕

秘 書 課 長

千 葉 勝 美

2 議題により選出の協議員

人 事 局 長

堀 籠 幸 男

人 事 局 任 用 課 長

金 井 康 雄

司 法 研 修 所 事 務 局 長

加 藤 新 太 郎

法 務 省

1 常任協議員

総 務 審 議 官

馬 場 義 宣

司 法 法 制 調 査 部 長

山 崎 潮

秘 書 課 長

房 村 精 一

2 議題により選出の協議員

人 事 課 長

大 泉 隆 史

司 法 法 制 課 長

河 村 博

司 法 法 制 調 査 部 参 事 官

佐 々 木 正 輝

日 弁 連

1 常任協議員

日 弁 連 事 務 総 長

小 川 信 明

第 一 東 京 弁 護 士 会

城 山 忠 人

第 二 東 京 弁 護 士 会

久 保 利 英 明

大 阪 弁 護 士 会

宮 崎 誠

2 議題により選出の協議員

東 京 弁 護 士 会

船 戸 実

名 古 屋 弁 護 士 会

森 山 文 昭

福 島 県 弁 護 士 会

佐 々 木 広 充

三者協議会における合意について

- 1 法曹養成制度等改革協議会は、平成7年11月、意見書を取りまとめて法曹三者に提出し、今後、法曹三者は、意見書の趣旨を尊重して、真に国民的見地に立った司法試験制度及び法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的な方策を採らなければならないとした。

他方、行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見書等を受けた、平成9年3月の閣議決定による規制緩和推進計画の再改定において、「平成9年10月末までに、司法試験合格者（現在700人程度）の1,500人への増員についての法曹三者協議の結論を得て、同年度中に、1,000人への増員について所要の措置を講ずる。その後速やかに、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等を勘案しつつ、その協議結果を実現するための更なる措置を講ずる。」とされた。

これらを受けて、法曹三者は、平成8年7月から、三者協議会を開催し、司法試験制度及び法曹養成制度の改革について、協議を続けてきた。

その結果、別紙のとおりの内容で法曹三者の合意が成立した。

- 2 法務省は、司法試験合格者を1000名程度に増員するとともに、修習期間を1年6か月とするとの提案をしていたところであり、今次三者協議会における合意もこれに沿ったものとなっている。

なお、修習期間を1年6か月とする新しい修習体制は、平成11年度から実施することになるが、修習生の受入れの問題があるため、司法試験合格者は、平成10年度に800人程度に増加させた上、平成11年度以降1000人程度とすることになる。

- 3 司法試験合格者1500人体制への移行については、新たな司法修習制度の下での修習の内容や方法の改善、修習生の修習先への受入れ体制や社会の法的ニーズの動向についての十分な調査・検討を行った上、新たな修習制度による3期目の修習が終了する平成14年秋以降、三者協議会において協議を行い、調査・検討の結果を踏まえて真に必要とされる法曹を社会に供給できるようにしていくこととしたいと考えている。

- 4 上記合意を踏まえ、次期通常国会に裁判所法・司法試験法の改正法案を提出する予定である。

司法試験制度改革に関する基本的合意

112

1990. 10. 16

法曹三者は、司法試験制度改革について下記のとおり基本的に合意し、さらに細目につき協議を続けるものとする。

この基本的合意は、法曹三者の信頼と互譲に基づいて成立したものであるから、合格者の数並びに検証基準の適用等、合意内容全般の実施にあたっては、三者の信頼と良識に基づいて行うものとする。

第1 改革協議会について

法曹三者は、司法試験制度の抜本的改革を実現するために法曹養成制度等改革協議会（仮称）を設置することとし、その性格、構成、協議事項、発足までの手続、日程等について協議を行い、遅くとも今次改革に必要な法令の改正が完了後直ちに第1回の協議会が開催されるようにすることとする。

第2 司法試験の運用改善について

(1) 法務省は、司法試験の運用改善方策に関して日弁連内で検討されている意見について今次三者協議においてできるだけ論議を尽くしたうえ、相当と思われる改善策については、これを司法試験第二次試験運用等検討小委員会に伝達するなど、その実現に向けて努力する。

(2) 法務省は、特に下記の事項については早急な検討が必要であると考え、その旨司法試験管理委員会、及び司法試験考査委員会に伝達する。

- ア 大学法学教育の実情及び受験生の実情を考慮して、司法試験の出題及び採点が司法試験法6条5項の精神により良く合致したものであるための継続的検討
- イ 短答式試験の成績通知等、受験生に対するより多くの情報提供
- ウ 最終合格者の増加に伴う短答式試験合格者数の増加

第3 合格者の増員及び検証等について

1 合格者の増員

合格者は平成3年から600人程度に増加させ、平成5年からは700人程度にする。（合格者の増加数は、平成3年から7年までの間に合計900人以上となることを目途とする。）

2 検証等について

(1) 検証と丙案の実施

ア 検証期間は、平成3年から5年間とし、期間中各年ごとに検証を行い、平成7年の試験終了後速やかに丙案実施の可否について決定する。

イ 丙案による合否判定を行う場合には、平成8年以前の受験（新制度発足前のものは除く）を考慮するものとする。

(2) 検証基準

平成7年の検証時点で以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、平成8年から丙案による合否判定を行うことはしない。

ア 平成7年の試験において、次の要件の一つが満たされていること。

a 合格者のうち初回受験から3年以内の者（以下「3年以内合格者」という）が30%以上であること。

b 合格者のうち初回受験から5年以内の者（以下「5年以内合格者」とい

う)が60%以上であること。

イ 平成8年以降において上記アのa又はbの数値が安定的なものであり、かつ上昇する傾向が見定められ、数年の後に3年以内合格者が40%程度又は5年以内合格者が75%程度になることが見込まれること。

この予測に当たっては、次の指標を含む受験者、合格者の変化に関する指標を客観的に分析し、三者の認識を一致させることとする。

- a 新規受験者数の変化
- b 受験者の受験断念状況の変化
- c 3年以内及び5年以内合格者の割合の変化

第4 見直し

平成12年の試験終了後に、それまでの検証結果に基づき、その間に行われた試験方法をその後も継続するべきか(丙案が実施されている場合にはこれの廃止も含む)、他の方法を採用するべきかを協議することとする。

第5 抜本的改革との関係

上記第3の2の(1)のア、第4の期間中にも改革協議会において抜本的改革に関する関係者の合意が得られた場合には、その時点でこれを実施するための措置を直ちに採るものとする。

第6 司法試験管理委員会の運営等について

- 1 法務省は、司法試験管理委員会の庶務をつかさどるに当たり、日弁連推薦委員が日弁連を代表するものであることに十分配慮するものとする。
- 2 司法試験管理委員会の在り方については、改革協議会において協議する。

意見書

平成7年11月13日

法曹養成制度等改革協議会

意見書

目 次

前文	1
意見	4
理由	5
第1 はじめに——国民の立場から見た法曹の在り方について	5
第2 法曹人口増加の必要性等に関する検討	6
1 我が国の法曹人口	6
(1) 現状	6
(2) 諸外国との比較	7
(3) 司法試験の現状	7
2 法曹に対するニーズと期待	7
(1) 法曹一般について	8
(2) 裁判官について	9
(3) 検察官について	9
(4) 弁護士について	9
3 関連制度の整備充実について	11
4 司法試験合格者の数に関する意見	12
第3 法曹養成制度に関する検討	13
1 我が国の法曹養成制度の概要	13
2 諸外国の法曹養成制度との比較	13
3 法曹養成制度の具体的改革に関する意見	15
4 法曹資格取得後の継続教育の現状とその充実の必要性	16
5 大学教育との連携	17
第4 司法試験制度に関する検討	17
1 現行の司法試験制度とその改善策	18
(1) 改善の必要性	18
(2) 短答式試験に関する検討	18
(3) 論文式試験科目に関する検討	18
ア 商法の出題範囲の限定	18
イ 法律選択科目の取扱い	19
(4) 口述試験に関する検討	19
2 法曹養成制度の抜本的改革に伴う司法試験制度の改革に関する意見	20
(1) 民事訴訟法・刑事訴訟法の必須科目化	20
(2) 口述試験の見直し	20
3 合格者を大幅に増員した場合の受験歴を考慮した選抜方式の採用に関する検討	21
第5 総括	21
1 司法試験合格者数及び修習期間の短縮に関する意見	21
2 その他の事項	22
第6 今後の改革の手順	22

意見書

司法試験制度改革に関しては、昭和62年4月に法務大臣が行政上の参考意見を聞く会として設置された法曹基本問題懇談会における検討とその意見の公表を端緒として、法曹三者による協議が重ねられ、平成2年10月、法曹三者による「司法試験制度改革に関する基本的合意」が成立した。これは、本協議会の設置、司法試験の運用改善、司法試験合格者の当面の増員及びいわゆる合格枠制実施の可否を決定するための検証等を内容とするものであった。これに引き続き、政府は、法制審議会の答申に基づいて、司法試験第2次試験の試験科目を削減するとともに、当面緊急に必要な改革としての合格枠制の導入を可能とするため、司法試験法の一部を改正する法律案を国会に提出し、その審議を経て、平成3年4月、同法律案が成立した。

一方、本協議会は、前記基本的合意に基づき、司法試験制度と法曹養成制度の国民的見地に立った抜本的改革及びこれに関連する事項（国民の立場から見た法律専門職の在り方、司法試験制度・法曹養成制度と大学法学教育の関係、法曹人口を含めて法曹三者のバランス良い後継者確保のための方策、現行制度を含む司法試験制度の運用の在り方及び改善など）並びに前記基本的合意に係る検証に必要な事項について、調査・研究・検討を行い、法曹三者に提言することを目的として、平成3年6月に発足した。

本協議会は、法曹三者、大学関係者及び学識経験者により構成され、発足以来、協議員の意見交換、諸外国の法曹養成制度等の研究、学識経験者からのヒアリング等を行ったが、平成4年3月には、前記基本的合意に係る検証に必要な事項及び司法試験の運用改善問題等について検討を行うため検証及び運用改善問題等小委員会を設置し、協議を行った。さらに、平成5年7月以降は、法曹人口問題等検討小委員会及び司法試験制度等検討小委員会の2つの小委員会を設置して、それぞれ協議を行ったが、このうち、法曹人口問題等検討小委員会においては、国民の法的ニーズ、法曹に対するアクセス等の状況を把握するため世論調査を実施するとともに、学識経験者、有識者等からヒアリングを行い、これらの結果を踏まえて、意見交換を行った。そして、平成7年2月、両小委員会から本協議会に対して中間報告が行われたので、本協議会は、これを踏まえて更に協議を続けた。その結果、一般論として法曹人口を増加させるために司法試験合格者を増加させるべきであるという点については協議員の意見の一致を見たが、法曹養成制度等の抜本的改革に関する具体的提言については遺憾ながら意見が一致しなかった。

しかしながら、我が国の司法試験制度と法曹養成制度の国民的見地に立った抜本的改革が速やかに行われるべきであることにかんがみ、司法試験制度及び法曹養成制度の改革に関する過去4年間余にわたる真摯な調査・研究・検討の結果本協議会

が到達した意見を法曹三者に提示するため、本意見書の取りまとめを行うこととしたものである。

平成7年11月13日

法曹養成制度等改革協議会協議員

- 青山善充（東京大学法学部教授）※1
奥田昌道（京都大学法学部教授）
北川隆吉（専修大学文学部教授）
清水鳩子（主婦連合会会長）
鈴木重勝（早稲田大学法学部教授）
鈴木良男（株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長）
角田邦重（中央大学法学部教授）※2
染野義信（日本大学名誉教授）
松尾龍彦（日本放送協会部外解説委員）
吉村徳重（西南学院大学法学部教授）

服部悟（最高裁判所事務総局総務局第一課長）※3
堀籠幸男（最高裁判所事務総局人事局長）※4
金井康雄（最高裁判所事務総局人事局任用課長）※5
加藤新太郎（最高裁判所司法研修所事務局長）※6

松尾邦弘（法務大臣官房人事課長）※7
永井紀昭（法務大臣官房司法法制調査部長）※8
藤田昇三（法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長）※9
大泉隆史（法務省刑事局総務課長）※10

高木國雄（弁護士・東京弁護士会所属）※11
柳瀬康治（弁護士・東京弁護士会所属）※12
伊達俊二（弁護士・第二東京弁護士会所属）
鬼追明夫（弁護士・大阪弁護士会所属）
森山文昭（弁護士・名古屋弁護士会所属）
池永満（弁護士・福岡県弁護士会所属）

なお、人事異動等に伴い交代した協議員は、次のとおりである。

※1（平成7年3月まで） 芝原邦爾

- | | | | |
|-----|--------------------|-----|-----|
| ※2 | (平成5年12月まで) | 外 間 | 寛 |
| ※3 | (平成5月6月まで) | 菅 原 | 雄 二 |
| ※4 | (平成6年4月まで) | 泉 | 徳 治 |
| ※5 | (平成5年4月まで) | 山 崎 | 敏 充 |
| ※6 | (平成4年11月まで) | 近 藤 | 崇 晴 |
| ※7 | (平成4年4月まで) | 原 田 | 明 夫 |
| ※8 | (平成5年7月まで) | 濱 崎 | 恭 生 |
| ※9 | (平成3年6月まで) | 小 津 | 博 司 |
| | (平成3年7月から平成4年4月まで) | 池 田 | 耕 平 |
| | (平成4年4月から平成5年3月まで) | 戸 田 | 信 久 |
| | (平成5年4月から平成7年4月まで) | 津 田 | 賛 平 |
| ※10 | (平成4年4月から平成5年4月まで) | 但 木 | 敬 一 |
| | (平成5年4月から平成6年4月まで) | 鶴 田 | 六 郎 |
| ※11 | (平成4年4月まで) | 堀 野 | 紀 |
| ※12 | (平成6年3月まで) | 丹 羽 | 健 介 |
| | (平成6年3月から平成7年3月まで) | 浜 二 | 昭 男 |

(意見)

- 1 司法の機能を充実し、国民の法的ニーズに応えるため、法曹人口を増加させる必要があり、そのために、司法試験合格者を増加させる措置を採るべきであるとする点で意見の一致を見た。
- 2 合格者の具体的な増員数及びこれに伴う司法修習制度の具体的な改革案に関しては、意見の一致を見ることができなかったが、合格者については、法曹人口を大幅に増加させるため、中期的には年間1,500人程度を目標としてその増加を図り、かつ、修習期間を大幅に短縮することを骨子とする改革を行い、これに伴って、民事訴訟法及び刑事訴訟法の両訴訟法を司法試験の必須科目とし、口述試験の試験科目の見直しを行うことを内容とする司法試験制度の改革を行い、また、法曹資格取得後の継続教育の充実を図るべきであるとする意見が多数を占めた。

これに対し、司法試験合格者を1,000人程度に増加させるべきであるとする限度で多数意見と一致しつつ、法曹人口の増加は、裁判官・検察官の増員及び法律扶助制度等の「司法基盤」の整備と一体のものとして行うべきであるという観点から、それ以上の増員については、上記の点に関する具体的な計画を策定し、司法試験合格者の増加を検討していくべきである、また、修習期間の短縮には反対であるとする少数意見が述べられた。

- 3 今後、法曹三者は、本意見書の趣旨を尊重して、真に国民的見地に立った司法試験制度及び法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的な方策を採らなければならない。

(理由)

第1 はじめに——国民の立場から見た法曹の在り方について

民主主義を基盤とする法治国家である我が国において、司法がその機能を十分に果たしていくことが、社会正義の実現と国民の権利擁護の観点から極めて重要であることはいうまでもない。しかも、近年における我が国の急激な経済的發展と社会構造の変化、経済的・文化的諸活動の国際化の進展等に伴い、各種の法律関係及び利害関係はますます複雑多様化、高度化しているため、法に基づいて様々な紛争や社会的事象を早期にかつ合理的に解決する必要性は、極めて高くなっている。また、社会的、経済的諸活動の円滑化を図るためには、法律専門家が早い段階から法的問題に関与して適切な解決策を提示し、紛争の発生を未然に防止することがますます期待されるようになっている。

このような社会的要請に対して、我が国の法曹はこれに応えるための努力を重ねてきたが、なお、法曹の現状に対しては、法曹が国民の身近な存在となっておらず、国民の権利擁護の観点から問題が少なくないとの指摘があり、また、社会の発展に伴って生じる種々の法的ニーズへの対応が立ち遅れているとの批判もある。

さらに、将来の社会の在り方を考えると、国際化した成熟社会においては、国、地方公共団体はもちろんのこと、個人も法人その他の団体も法的な基準に従った行動を求められ、そこに生じる紛争の解決についても法的な手続による処理に委ねられる場面が多くなってくると思われる。このような傾向は、既に、行政手続法、製造物責任法の制定や公正な経済取引の一層の確保に向けた独占禁止法、証券取引法の改正、強化といった最近の動きにも現れている。また、将来における社会の複雑化、高度化、国際化等の進展の裏で様々な形態の違法行為が多発することも予測され、これに対する適正な法的対処も必要となってくると思われる。

このような現在及び将来における社会的諸要請に応えるためには、司法の機能を充実強化すると共に、法曹が法律専門家として社会の各層において幅広く活躍できるようにすることが必要である。そのためには、このような使命を果たすのに必要な資質、すなわち柔軟な思考力と旺盛な意欲を持ち、豊かな人間性と人権感覚を備えた法曹が国民の身近に十分な数存在することが必要であり、法曹の養成については、そのような資質を備えた十分な数の法曹を社会に送り出すことができるものでなければならない。

このような観点から見ると、我が国の法曹養成の現状は決して満足すべきものとはいえず、司法試験制度及び法曹養成制度について、国民的見地に立った抜本的改革を実現することは、法曹が社会的諸要請に応えていくために必要な喫緊の課題である。

第2 法曹人口増加の必要性等に関する検討

1 我が国の法曹人口

(1) 現状

我が国の法曹人口は、弁護士1万5540人（平成7年4月4日現在）、裁判官2,058人（簡易裁判所判事を除く。）、検察官1,173人（副検事を除く。）、合計1万8771人である。これを国民人口（1億2503万4000人。平成6年10月1日現在の推計人口）との関係でみると、法曹1人当たりの国民人口は約6,600人となっている（注）。

ところで、我が国においては、法曹資格を取得するためにはまず司法試験に合格しなければならず、その合格者は、昭和37年以来平成2年まで毎年約500人程度、平成3,4年は年間約600人程度、平成5年以降は年間約700人程度となっている。

(2) 諸外国との比較

これに対し、欧米各国の法曹人口は、米国約86万7000人（裁判官約3万人、検察官約2万5000人、弁護士約81万2000人）、イギリス約7万6200人（裁判官約3,200人、検察官約2,300人、弁護士約7万700人）、ドイツ約8万1200人（裁判官約1万7900人、検察官約3,900人、弁護士約5万9400人）、フランス約3万4000人（裁判官約4,600人、検察官約1,400人、弁護士約2万8000人）である。これを各国の法曹1人当たりの国民人口で見ると、我が国は約6,600人であるのに対し、米国約300人、イギリス約650人、ドイツ約990人、フランス約1,730人となっている。我が国は、これらの中で法曹1人当たりの国民人口が最も多いフランスと比較しても、その約3.8倍となっている。

また、新規に法曹資格を取得する者の数は、我が国の場合、ほぼ司法試験の合格者数によって定まり、これは前記(1)のとおり年間約700人程度となっているが、諸外国について見ると、米国約5万人（1,991年）、イギリス約3,700人（1,990年）、ドイツ7,800人（1,993年）、フランス約1,500人（1,990年）である（諸外国の法曹養成制度に関しては、後記第3の2参照）。このうち最も少ないフランスにおける年間の法曹資格取得者の数は、我が国の2倍程度であるが、国民人口との比率を考慮すると、我が国の約4.5倍、年間3,200人程度に相当する。

なお、これらの各国における裁判官、検察官、弁護士のそれぞれの数の比率（裁判官の数を1とする。）は、我が国においては1:0.57:7.6

であるのに対し、米国では1 : 0.84 : 27、イギリスでは1 : 0.74 : 22であって、裁判官・検察官の数に比較して弁護士が多く、他方、ドイツでは1 : 0.18 : 3.4であって、裁判官の比率が高くなっている。また、フランスでは1 : 0.30 : 6.0となっており、法曹三者の数の比率は、国によって様々である。

(3) 司法試験の現状

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、法曹になるための関門となっている。この司法試験の状況について、国民の期待に応え得る法曹を適切に確保するという観点から見ると、次のような指摘ができる。

司法試験の受験者数はおおむね毎年2万人程度であって、合格者は約700人程度、合格率は約3%程度、合格者の平均年齢は約28歳、合格までの平均受験回数は約6回という状況である。新規受験者は、毎年約4,000人程度であり、年間の大学法学部卒業者数のおよそ1割に相当するが、新規受験から3年以内に合格する者は年間183人、5年以内に合格する者は年間387人である（なお、24歳以下の合格者は229人、26歳以下の合格者は373人である。いずれも平成6年）。したがって、法曹となる資質のある者でも、長期間受験勉強に専念せざるを得ず、かつ、その受験勉強は、大学の正規の教育課程以外のものに依存しているのが現状である。

このように、合格までに長期間の受験勉強が必要となっている結果、法曹として適格であると思われる者が当初から司法試験を志向せず、又は受験開始後に受験の継続を断念するという事態が生じている。

このような事態を改善し、法曹への門戸をより広く開放するという観点からも、司法試験合格者数の増加について検討する必要がある。

(注) なお、この法曹三者の数を昭和24年と比較すると、裁判官定員は1,411人から647人増加し、検察官定員は930人から243人増加している。弁護士については、昭和24年に5,919人であり、9,621人増加している。

2 法曹に対するニーズと期待

(1) 法曹一般について

前記第1のとおり、近年における我が国の急激な経済的发展と社会構造の変化、経済的・文化的諸活動の国際化の進展等に伴い、各種の法律関係及び

利害関係はますます複雑多様化，高度化している。このような状況を背景として，社会に生起する紛争を法的基準に従って解決し，また，刑罰権の適正な行使によって社会秩序を維持するという司法に課せられた期待はますます高まってきている。他方，このような司法そのものの機能に限らず，紛争発生以前の予防法学的な活動，紛争の訴訟外での解決といった，法律専門家による法的サービスに対するニーズも増加し，質的にも高度化，多様化してきている。

さらに，今後の社会・経済構造の変化，国際化等を考えると，ルール尊重意識の台頭，権利・義務意識の変化が生じ，訴訟に対する考え方の変化も生じてくると思われる。したがって，将来においては，法的サービスに対する需要はますます大きくなると考えられる。

これに対し，現在の法曹の在り方に関しては，このような現在及び将来の国民の法的ニーズに応えるのに，その数が不足しており，活動内容についても不十分であるとの指摘がされた。

(2) 裁判官について

裁判所には，社会情勢を反映して，現代社会の抱える多種多様な事件が提起されてきているが，法律関係，利害関係の複雑多様化，高度化に伴い，解決に困難を伴う事件が増加する傾向にある。裁判官に関しては，現在，その事件負担が過重であり，これが訴訟の審理の遅延につながっており，争いのある事件では判決までに長期間を要するとの指摘や，事件数が増加したにもかかわらず，裁判官について十分な増員が行われていないとの指摘がされた。

これに対しては，裁判官についてはこれまでも事件数の動向等を見ながら着実に増員が図られてきており，また，迅速な裁判を実現するために訴訟の運用面でも様々な工夫が重ねられ，訴訟の審理は着実に迅速化されてきている。一部の事件で審理に長期間を要することに関しては，裁判官の事件負担の問題だけでなく，訴訟手続の在り方や弁護士が多忙さなど，種々の要因があるとの反論もされた。

しかし，裁判が可能な限り適正迅速に行われ，国民の権利擁護や社会正義の実現が図られることに対する国民の期待は大きい。本協議会において実施した「市民と法律問題に関する世論調査」のアンケート調査においても，裁判になりそうな問題が起きた場合に，その問題を解決するために裁判手続を利用したいと考えている者は，全回答者の87%に上っている。加えて，今後裁判所に持ち込まれる事件数はより一層増加していくものと見込まれる。

こうした点を踏まえて，裁判官については，今後とも事件数の動向等を踏まえつつ，積極的に増員を図っていく必要があるとする点で意見が一致した。

(3) 検察官について

最近の犯罪の態様は、全般的に一段と複雑多様化、悪質巧妙化、広域化、国際化の傾向を強め、これら事犯の摘発及び捜査・公判の遂行は、ますます困難かつ労力を要するものとなっている。その中において、検事は、その数が十分でないため、事件の捜査処理、公訴維持に極めて繁忙な毎日を送ることを余儀なくされているほか、検事が担当すべき地方裁判所事件を副検事に担当させるいわゆる「肩代わり現象」等の問題があるとの指摘がされた。

また、脱税、独占禁止法違反、証券取引法違反等の財政経済事犯や政財官界のとく職事件等の摘発に関する国民の期待も高まっており、前記アンケート結果においても、検察官が今後力を入れるべきものとして、「汚職・脱税事件等の摘発」を挙げた者は全回答者の約68%に上っている。

さらに、近年、銃器を使用した凶悪事犯、薬物事犯、更には、組織的背景を有する無差別的殺傷事犯等、治安の根幹を揺るがす犯罪が多発し、これら事犯に対する適正迅速な法執行が強く求められている。

このような状況の下で、各種の犯罪の真相を適切に解明し社会正義を実現するためには、従前にもまして法律専門家である検察官の豊富な専門的知識及び法執行におけるリーダーシップが必要となっている。さらに、法による行政の確保の観点から、法律専門家としての検事がいわゆる「政府の法律家」として果たすべき役割も今後ますます増加するものと思われる。

これらのニーズに応えるためには、各種犯罪の動向等を踏まえ、昭和47年以来検察官の定員が据え置かれていることをも考慮し、検察官の大幅な増員が必要であるとする点で意見が一致した。

(4) 弁護士について

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現をその使命とし、当事者その他関係人の依頼によって、訴訟事件に関する行為その他の法律事務を行うことを職務としている。したがって、国民にとって最も身近な法曹として、国民の生活において生起する様々な法的紛争の解決、予防等の役割が期待される。

ところで、弁護士については、弁護士が国民の身近な存在になっていない、弁護士報酬の仕組みが分からない、広告が不十分でどこにどういった専門の弁護士がいるのかが分からない、弁護士の地域的偏在が著しい等の指摘がされた。さらに、経営形態の効率化、業務の専門化が遅れており、いわゆる本人訴訟が多数存在し、少額事件や予防法学的な分野等専門分野のニーズの増加に十分応えていないとする意見、弁護士が法律事務一般を独占している以上、需要に応ずるだけのサービスを提供すべきであり、弁護士を大幅に増員し、

競争原理を導入することにより、業務の専門化等も進めることが可能となる
とする意見も述べられた。そして、弁護士増加慎重論に対しては、諸外国に
おいても隣接法律職種等が活躍している例があり、そもそも、我が国の司法
書士、税理士等には、広く法律事務一般を取り扱う権限は認められておらず、
しかも、訴訟代理人となる権限も認められていないことから、司法書士、税
理士等がいるからといって、国民のニーズが満たされていることにはならな
い、弁護士の増加に伴って訴訟事件数が増加してくれば、それに応じて裁判
官を増員すればよく、弁護士数の増加は訴訟遅延にはつながらない、弁護
士の収入の状況や業務形態を見ると、現状では弁護士の間に適度な競争が存
在するとはいえない、我が国においては、今後規制緩和が進み、ルールに従
った解決に対する要請がますます強まっていくことなどを考慮すると、弁護
士の増加に伴い、各種の法的ニーズは増加すると考えられるとする意見が述
べられた。

これに対しては、我が国には、隣接業務として、司法書士が約1万700
0人、行政書士が約3万5000人、税理士が約7万人、社会保険労務士が
約1万8000人、弁理士が約3,700人、合計約13万5000人が存
在し、それぞれの分野において多数の者が国民のニーズに応える活動をして
いるのであるから、諸外国と比較して法曹人口が少ないからといって弁護士
が不足しているとする事はできない、弁護士の数だけを増加させることは
訴訟の増加に伴う訴訟遅延の弊害を一層深刻化させ、国民の司法に対する不
満を解消するのに役立たない、弁護士の増員は、法律扶助制度の充実等国民
の司法、弁護士に対するアクセスを容易にする関連諸制度の整備と一体とし
て進められなければ、国民に対する十分な法的サービスの提供につながら
ない、弁護士間に競争は現に存在するのであり、過度の競争原理の導入は、
弁護士の公益的使命、独立性、社会的弱者救済にマイナスに働くだけである、
弁護士に対するニーズが今後飛躍的に高まることは予測できない等の意見が
述べられた。

これらの意見を踏まえて、弁護士数の増加の必要性に関しては、国民に対
して十分な法的サービスを提供するため、弁護士の数を大幅に増加させるべ
きであるとする意見が圧倒的多数を占めた。

なお、国民の立場から見て弁護士の法的サービスを利用しやすいものとし
るためには、弁護士数を増加させることのほかに、裁判所の審理をより迅速
なものとして国民に利用しやすくすること、法律扶助制度を充実させること
などの手段によって、国民の司法に対するアクセスを容易にするための措置
を採ることが重要であるとする意見も述べられた。

3 関連制度の整備充実について

ところで、法曹が社会の法的ニーズに応じていくためには、十分な質と量の法曹を確保することに加え、法曹の活動に関連する諸制度の整備も必要である。本協議会においては、このような関連制度に関して、法律扶助制度の充実、利用しやすく分かりやすい裁判手続への改善、権利保護保険制度の創設、弁護士費用・訴訟費用の改善、弁護士・弁護士会の広告・広報の在り方の改善及び法曹の地域的偏在の解消が論点として取り上げられた。

なお、これらの諸制度に関しては、以下のような指摘がなされた。

法律扶助制度の充実に関しては、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する制度としてその重要性が再認識されるに至り、我が国の司法制度に適合した法律扶助制度の在り方について本格的に研究するため、最高裁及び日弁連の協力の下に、法務省において法律扶助制度研究会を発足させた。この研究会においては、学識経験者を交えて、諸外国の事情等について鋭意研究が行われている（注）。

また、利用しやすく分かりやすい裁判手続への改善に関しては、現在、法制審議会民事訴訟法部会において民事訴訟手続の見直しが審議されているところであり、争点整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、少額事件手続の創設等が主に検討されている。

いわゆる権利保護保険制度に関しては、前記世論調査によると、「損害保険などの特約として、毎年一定金額の保険料を支払うと、弁護士による法律相談が無料で受けられる」とする制度が創設された場合に、「利用したいと思う」、「制度の内容を見て考える」という回答がそれぞれ35%に上っており、国民の関心は高い。この制度については、今後、検討に値する。

弁護士費用に関しては、弁護士に依頼したくてもいくらかかるか分からないので不安であるなどの指摘がなされた。弁護士報酬基準については、日本弁護士連合会において、これを改善するための措置が講ぜられたところである。訴訟費用の改善についても、法制審議会民事訴訟法部会において取り上げられ、引き続き検討することとされている。

弁護士広告の問題に関しては、市民の立場から見てどこにどのような専門の弁護士がいるのかが分からないということから、その自由化に向けて検討を行うべきであるとの意見が述べられ、また、法曹の地域的偏在についてもその解消に向けて真剣に努力を行うべきであるとする意見が述べられた。これらの問題に関しても、弁護士会関係者等によって、改善、解決のための努力が続けられている。

これらの諸制度を引き続き整備充実させていくことは、国民の法曹に対する

アクセスを容易にし、法曹が社会の法的ニーズに応じていくために重要であるということには異論がなかった。

これらの関連制度のほか、被疑者国公選弁護制度の実現及び司法予算の増大についても、「司法基盤」の整備の一環として早急に行うべきであるとする意見、法律事務所の法人化についても実現に向けて努力がなされるべきであるとする意見も述べられた。

(注) なお、法律扶助事業に対する国の補助金は、平成7年度は2億5300万円(当初予算)であるところ、イギリスにおいては法律扶助に対する国庫支出(純支出)は約1,560億円(1992-3年度)、フランスにおいては約200億円(1993年)である。

4 司法試験合格者の数に関する意見

以上の検討を踏まえ、司法の機能を充実し、国民の法的ニーズに応えるため、法曹人口を増加させる必要があり、そのために、司法試験合格者を増加させる措置を採るべきであるとする点で意見の一致を見た。我が国の法曹人口として、具体的にどの程度の数が必要であるかという点に関しては、様々な意見が述べられ、フランス並み(前記1の(2)のとおり法曹1人当たりの国民人口は約1,730人である。)の法曹人口すなわち現在の法曹人口の3ないし4倍が必要であるとする意見、少なくとも10年間で法曹人口を現在の2倍にする必要があるとする意見等が述べられた。

そして、年間の司法試験合格者の数については、これを大幅に増加させるべきであるとする意見が大多数を占めた。その具体的な数としては、年間3,000人程度とすべきであるとする意見、10年間で法曹人口を2倍にするために年間2,000人程度とすべきであるとする意見も述べられたが、中期的には年間1,500人程度を目標として、その増加を図るべきであるとする意見が多数であった。

これに対し、司法試験合格者を1,000人程度に増加させるべきであるとする限度で多数意見と一致しつつ、法曹人口の増加は、裁判官・検察官の増員や司法予算、法律扶助、被疑者国公選弁護制度等の「司法基盤」の整備と一体のものとして行うべきであるという観点から、それ以上の増員については、上記の点に関する具体的な計画を策定して、司法試験合格者数の増員を検討していくべきであるとする少数意見も述べられた。この意見は、我が国の司法が現状では十分に機能していないとの認識の下に、その原因は、裁判官・検察官の不足や、「司法基盤」が不十分であることによるものであり、法曹人口の不足

はその一つの要素に過ぎない、したがって、法曹人口の増加はこれらの裁判官・検察官の増員や「司法基盤」の整備と一体のものとして行うべきであり、それらに関する具体的な計画を策定した上で、協議して行くべきであるとするものである。

しかし、この意見に対しては、前記多数意見の立場から、裁判官・検察官の増員も必要であるが、社会の法的ニーズに対応するために弁護士数が不足していることが指摘されているのであるから、裁判官・検察官の増員について具体的な計画が示されなければ司法試験合格者数を増加させるべきでないとするのは妥当でなく、また、国民に利用しやすい司法を実現するためには、前記3のような関連制度の整備充実も重要であるが、それはそれとしてそれぞれの分野において充実を図るべきものであり、「司法基盤」の整備を法曹人口の増加の条件としたり、一体のものとするべきではないとする意見が述べられた。

第3 法曹養成制度に関する検討

1 我が国の法曹養成制度の概要

我が国の法曹養成制度の中心は、司法試験及びこれに合格した者が行う司法修習である。すなわち、法曹三者のいずれを志望する者も、司法試験に合格した後、司法研修所での前期修習4か月、実務修習1年4か月（民事裁判・刑事裁判・検察・弁護各4か月）及び司法研修所での後期修習4か月、合計2年間の修習を行い、法律実務家として必要な知識能力を身に付ける。この間、司法修習生は、修習に専念しなければならず、国庫から給与の支給を受ける。2年間の修習の終了に当たって、いわゆる2回試験（裁判所法第67条第1項の試験）が行われ、これに合格すると修習を終え、判事補、検事に任命される資格及び弁護士となる資格を得ることになる。

この実務修習においては、全国各地の裁判所、検察庁、弁護士会（弁護士事務所）において、指導を担当する裁判官・検察官・弁護士により、実際の事件に即して、マン・ツー・マンの指導が行われる。全国の各修習地への修習生の配属数は、司法研修所が、各庁の事件数、法曹人口、裁判所・検察庁の人的・物的施設等の諸般の事情を勘案しつつ、受入れ側の各裁判所、検察庁、弁護士会に受入れ態勢を照会した上で、決定しているが、これらの各実務庁会の回答結果等によれば、マン・ツー・マンの指導態勢を維持し、適正な修習環境の下において十分に修習の効果を挙げるためには、現在の受入れ数（合格者数年間700人～750人程度）は、ほぼ限界に達している。

2 諸外国の法曹養成制度との比較

諸外国の法曹養成制度は、以下のように国によって多種多様である。

米国においては、大学の学部レベルでの法学教育は行われておらず、全米約200のロー・スクール（我が国の大学院のレベルに相当する。）において、3年間、法学の基礎から実務的な内容に至る法曹教育が行われている。その入学に関しては、大学（学部レベル）の卒業成績及び共通試験（LSAT）の成績等によって選抜が行われている。ロー・スクール卒業後、各州において法曹資格付与試験が行われ、合格すると法曹資格を得る。年間5万人余りの者がこれに合格している。

イギリスにおいては、大学法学部において3年間の法学教育が行われているが、専門教育については、バリスター（ソリシターの依頼を受けて、法廷弁論の仕事を行う。）とソリシターで異なる。まず、バリスターは、法曹学院（イン）において1年間学生として教育を受け、バリスター資格付与試験に合格した後、バリスター事務所において1年間無給で実務研修を受ける。ソリシターは、法律学校において1年間学生として教育を受け、研修終了試験に合格し、ソリシター事務所において2年間雇用されて実務修習を行う。これを終了するとソリシターの資格を得る。いずれも、法曹学院、法律学校の入学試験はなく、大学等の成績により入学の許否が決定される。バリスターは年間約500人、ソリシターは年間約3,200人が資格を取得している。

ドイツにおいては、大学法学部において最低3年半（平均では約6年間と言われている。）の法学教育が行われているが、法曹になるためには、法学教育を受けた後、各州の司法試験（第1次国家試験）に合格し、その後、司法修習生（裁判官の監督の下で、関係人の審尋、証拠調べ等の一定の裁判事務を執行することが認められている。）として2年間の司法修習を行わなければならない。この間、給与の支給を受けながら、裁判所、検察庁、法律事務所等で修習をする。しかし、修習は各州で行われ、我が国の司法研修所のような中央の研修機関での研修はない。修習終了後、やはり各州で行われる第2次国家試験に合格すると、法曹資格を取得する。年間約7,800人が法曹資格を取得している。

フランスにおいては、大学法学部において4年間の法学教育が行われている。裁判官、検察官のいわゆる司法官と、弁護士とは別々の方法で養成されており、司法官になるためには、国立司法学院入学試験を経てこれに入学しなければならない。その数は年間約190人であり、入学すると司法官試補となり、2年7か月の間、給与の支給を受けて研修するが、この間、一定の職務上の権限が認められる。弁護士については、全国20か所にある弁護士研修センター（弁護士会が国庫補助を受けつつ運営する。）に入所しなければならない。年間約1,300人～1,400人がその入所試験に合格している。弁護士研修セン

ターでは、1年間、無給で研修を受け、卒業試験に合格すると、弁護士職適格証明書が付与される。そして、弁護士事務所において弁護士実務に携わりながら弁護士試補として2年間研修を行い、これを修了すると弁護士となる。

3 法曹養成制度の具体的改革に関する意見

前記1のような我が国の司法修習の在り方については、諸外国の法曹養成制度との比較も踏まえ、多数の法曹養成を可能とするために米国で行われているようなロー・スクールの制度を検討できないか、あるいは、裁判官・検察官の志望者と弁護士志望者とが統一的な修習を行う必要があるのかといった指摘がなされたが、我が国の司法修習は、法曹三者いずれの道に進む者についても、裁判、検察、弁護の実務について実際の事件に即して修習を行うという点で意義のあるものであり、このような実務修習を中心とする統一修習の制度自体は維持すべきであるとする意見が多数を占めた。

しかし、現行の2年間という司法修習期間については、テンポの速まった現在の社会の動き等からすると、間延びしたものになっており、責任を負わない見習期間という性質上長過ぎるのは好ましいことではない、法曹としてのトレーニングとしては、法曹になってからの現場におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニングの方が研修効果が高いのではないかといった指摘がされた。また、司法研修所の集合教育についても、長年にわたって教育上のノウハウが蓄積され、より短期間で充実した修習を行うことも可能となっていることから、現在よりも短縮させた期間で効率的な修習を行い、法曹資格取得後の継続教育を充実させることによって、修習期間を短縮することが可能であるとする意見が述べられた。

さらに、現在は、実務修習において法律実務家によるマン・ツー・マンの指導態勢が採られているが（前記1参照）、現在の2年の修習期間の下では、マン・ツー・マンの指導態勢を維持し、適正な修習環境の下において十分に修習の効果を挙げるためには、現在の受入れ数は、ほぼ限界に達しているため、司法試験合格者を現在よりも大幅に増加させる場合には、修習期間を大幅に短縮することが不可欠であるとされた。

このような議論を踏まえて、合格者の大幅増加に伴い、修習期間を大幅に短縮すべきであるとする意見が多数を占めた。具体的な期間については、1年とすべきであるとする意見及び1年6か月とすべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、修習期間の短縮は行うべきではないとする少数意見も述べられた。その理由とするところは、現行の2年間の統一的な修習制度は法曹一元に通ずるものであり、この修習制度が我が国の法曹の質を維持し、法曹三者の対

等で平等な信頼関係の基盤となってきたものであるから、これを短縮することは分離修習につながる、また、一人前の法曹としての能力を身に付けることなく法曹を社会に送り出すことになり、国民に迷惑をかけることになる、社会が高度化、複雑化しているからこそ、法曹の数とともに法曹の質の一層の充実が求められているのであり、合格者の数の増加を期間短縮によりコストを抑えて実現しようとするのは本末転倒であるというものである。

しかし、このような少数意見に対しては、修習期間を大幅に短縮すべきであるとする考え方においても、修習は、法曹三者のいずれに進む者についても統一的に実施するのであるから、分離修習でないことは明らかである、効率的な修習を行うことによって2年間の修習期間を大幅に短縮しても、法曹としての能力を身に付けさせることができる、法曹が社会の高度化、複雑化に対応した能力を身に付けるためには、いずれにせよ司法修習だけでは不十分であり、法曹資格取得後の継続教育の充実等の方法によって対応すべきである、国の費用で養成している以上は、納税者の理解・納得を得るという観点から、法曹の養成のために必要最小限の期間とすべきであり、その意味でも2年間は長過ぎるとする反論が述べられた。

なお、合格者数の点では多数意見に一致しつつ、修習期間の点については、法曹三者において協議を尽くすべきであるとの意見も述べられた。

4 法曹資格取得後の継続教育の現状とその充実の必要性

現在、裁判官については、任官当初の5年間は、単独で訴訟事件の審理、判決をすることができず、合議体の一員として職務を行っているが、この間、研さんを行いながら、裁判官として必要な能力を身に付けていくものとされている。また、司法研修所において、任官直後のほか、判事補時代の10年間の節目節目に研修が行われており、裁判官として実務上直面する種々の問題に関する研究等が行われている。さらに、判事任官後についても、適宜、司法研修所において研修の機会が提供されている。

検察官についても、検察官としての職務を行う上での基礎教育を充実させる必要があるということから、平成7年以降、任官直後の2か月余りの間、新任検事の実務訓練センターともいべき施設における講義のほか、実際の事件の捜査・公判の実務を通じての訓練等を行っている。その後、新任の検事は、全国各地に赴任することになるが、その後も、適宜、法務総合研究所等において研修が行われている。

弁護士については、各単位弁護士会において、登録直後の研修が実施されているほか、単位弁護士会又は同じ高等裁判所の管轄区域内の単位弁護士会で構成する弁護士会連合会ごとに、任意参加の各種研修会が、毎年「夏期研修」と

いう形で、又は重要な法律の制定改正が行われた場合に開催されている。

このような継続教育に関しては、近時、法曹に対してますます多様な分野での活動が求められるようになってきていることから、これに修習期間内に得た知識だけで対応していくことはできず、継続教育充実の必要性はますます高まっている。また、修習期間中のみならず、修習終了後においても、法曹倫理に関する教育を充実強化する必要性も高いとの指摘がされている。

さらに、前記3のように修習期間を大幅に短縮する改革を行う場合には、継続教育の一層の充実が必要である。具体的には、裁判官については最高裁判所、検察官については法務省・検察庁の責任において、実務の現場における訓練や、司法研修所・法務総合研究所等における集合研修等を充実させるという方法によって、対応する必要があるが、弁護士については、日弁連又は所属の単位弁護士会の責任で行う必要がある。その際、教育のためのノウハウ等の提供や講師の派遣については、裁判所、法務省等がこれに協力することも検討すべきであるとする意見が述べられ、また、例えば、修習終了後一定の時期に、法曹三者が集合し、外部講師を招いて研修を実施する等の方法により、法曹三者の合同研修を行うことを考慮すべきであるとする意見も述べられた。

5 大学教育との連携

現在の大学における法学教育と法曹養成制度との間の有機的関連の強化を図ることが重要であることについては異論がなかった。

具体的な方策としては、実務家の大学教育への関与、大学関係者の司法修習、継続教育への関与等を図るべきであるとする意見等が述べられた。これらの方策に関しては、今後なお関係者の間で十分な検討を行う必要があるとの指摘がされた。

また、その他の具体的な方策として、経済法、租税法等を新たに司法試験科目として採用すべきであるとする意見、大学院修了者に対する短答式試験免除措置の導入、司法修習過程において、実務修習期間中に大学院で一定単位を取得することを修習終了要件とする措置（当面、それが困難な場合には、少なくとも、同期間中における単位取得を可能とするための制度的措置の導入）、実務修習期間のうち、一定期間を自由修習期間とし、政府関連機関、民間研究機関、各種専門職事務所等のほか、大学をも修習先とする措置の導入、大学における一定単位の取得を司法研修所入所又は修習終了の要件とするなどの措置の導入等の意見が出されたが、そのいずれについても、実施するためには多々難点があるとの指摘がされ、意見の一致を見るには至らなかった。

1 現行の司法試験制度とその改善策

現行の合格者数及び2年間の司法修習制度を前提とした場合における司法試験制度に関する改善策として、次のような検討がされた。

(1) 改善の必要性

司法試験をめぐる状況を見ると、合格までに要する期間の長期化により受験勉強期間が長期化し、試験合格のための勉強が量的に膨大となっているため、法学を学ぶ者をより多く司法試験受験に誘引するための障害となっている。その結果、法曹として適格であると思われる者が司法試験を受験せず、他の進路を選択するといった現象が生じている。法曹として活躍するのにふさわしい人材を多数法曹界に迎え入れるためには、このような司法試験の現状を改善する必要がある。

(2) 短答式試験に関する検討

短答式試験に関しては、その存在自体がより多くの受験生を司法試験に誘引するについての障害になっているとの認識から、これを廃止して受験者全員について論文式試験を受験させ、その採点について、一部の科目によるスクリーニングを実施し、これを通過した者についてのみ全科目について論文式試験の審査を行うという案を検討すべきであるとする意見、現行の短答式試験を存続するとしても、その合格者数を更に増加させるべきであるとする意見も述べられたが、いずれについても、実現性や実効性に疑問があるとの指摘がされ、意見の一致を見るに至らなかった。

(3) 論文式試験科目に関する検討

現在、論文式試験科目として、憲法、民法、商法及び刑法の必須科目4科目のほか、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうちあらかじめ選択する1科目（選択必須科目）並びに民事訴訟法・刑事訴訟法（選択必須科目で選択しなかったものに限る。）、行政法、破産法、労働法、国際公法、国際私法及び刑事政策のうちあらかじめ選択する1科目（法律選択科目）、合計6科目が定められている。

これについて、現行の修習制度及び現行程度の合格者数を前提として検討した場合、前記のような司法試験の現状にかんがみると、相当な範囲で受験生の負担軽減策を採る必要があるという意見が支配的であり、削減の代替措置が採られることを条件とする意見も含めると、現行6科目のうち少なくとも1科目程度を削減するなどの負担軽減策を採るべきであるとする点で意見が一致した。

その具体的方策は、次のとおりである。

ア 商法の出題範囲の限定

現代社会において法律実務家として活躍するための素養として、商法に関する学識は重要であり、商法を司法試験科目として存続させるべきであるが、商法は、時代の変化を受けて高度化、専門化、技術化の傾向を強め、商法の修得のための勉強もこれに伴って量的に膨大となっている。このような現状を考えると、受験生の負担軽減等の要請を踏まえ、少なくとも、商法の出題範囲から比較的技術的色彩の濃い手形・小切手法を除くことにより負担軽減策を採るべきであるとの意見が極めて有力であった。

イ 法律選択科目の取扱い

現行の司法試験制度・法曹養成制度、700人程度の合格者を前提とした検討として、法律選択科目については、科目の設定が必ずしも時代や法学教育の変化に即応しておらず、合理性を欠くに至っているという問題や、現実には受験生が試験科目として勉強しやすいかどうかという観点から選択する傾向が強まっているなどの問題が指摘され、受験生の負担軽減という観点からは、これを廃止すべきであるとする意見が多数を占めた。これに対し、多様な科目について勉学を積んだ者を法曹として迎え入れることには意義があり、商法を選択科目化するほか、時代の変化に対応するための科目再編の措置を採りつつ法律選択科目を存続させるべきであり、これによって、法学部における教育の多様化という要請にも応じることができるとする意見も述べられた。

なお、法律選択科目を廃止する場合には、商法を必須科目から落とし、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を新たに限定選択科目として、これらのうちから2科目を選択する制度を採るべきであるとする提案もされた。

また、法律選択科目の廃止に伴い、法曹として必要な学識を担保するための代替措置を講ずる必要があるか、どのような措置を講ずべきかという点については、一定の結論を得るに至らなかった（注）。

(4) 口述試験に関する検討

口述試験については、800人規模の口述試験受験者に対し、論文式試験で受験した6科目全科目について実施しているために、日程が過密になっていることや、将来における合格者数拡大の方向、受験生に与える負担等の点を考慮し、科目を削減してより適正な態勢で試験を実施することを考慮すべきであるとの意見が述べられた。

これに対しては、現在の口述試験には試験の公平性に対する信頼を高めるためになお改善すべき点が存在しており、現状を前提にして試験科目を削減すると試験の公平性を損なうおそれが強いなどとして、削減に反対する意見が述べられた。また、現在1組2名の考査委員を1組3名とすること、考査

委員の在任期間に一定の制限を設けることなど、口述試験の公平性を制度的に保障する措置を採るべきであり、仮に、口述試験の科目を削減するとしても、このような公平性確保のための方策を併せて実施すべきであるとの意見も述べられた。

(注) 代替措置に関する具体的な提案は次のようなものであった。

- (1) 大学の法曹養成機能強化を図るという観点からも、大学における一定科目の単位取得を司法研修所入所又は修習終了の要件とするなどの措置の導入を図るべきであるとする意見
- (2) 大学における法学教育の現状及び修習の実情等に照らし、右措置の実現可能性、実効性に疑問を呈し、司法修習期間中あるいは修習終了後の継続教育として、大学関係者の協力を得て講義を実施するなどの措置によるべきであるとする意見

2 法曹養成制度の抜本的改革に伴う司法試験制度の改革に関する意見

法曹養成制度に関して、前記第3のような制度改革を行う場合には、これに伴い、司法試験の試験科目、試験方法等についても見直しが必要となるとする意見が述べられ、以下のような検討が行われたが、これに関しては、法曹三者において更に具体的な検討をすべきであるとする点で異論がなかった。

(1) 民事訴訟法・刑事訴訟法の必須科目化

法律実務家の素養として民事訴訟法・刑事訴訟法の両訴訟法に関する知識は必要不可欠であるところ、修習期間を大幅に短縮する場合には、修習開始前に両訴訟法について基礎的な知識を修得し、これを前提として修習を行うべきであることから、両訴訟法を何らかの形で必須科目とすべきであるとする意見が多数を占めた。もっとも、受験生の負担が過重にならないよう十分な配慮を行う必要があるとする指摘がされ、試験の方法、時期等について、例えば、一方は短答式による試験とし、実施の時期についても、論文式試験又は口述試験の際に行う等の十分な配慮をする必要があるとする意見が述べられた。また、両訴訟法を必須科目とする場合には、科目数、法律選択科目の取扱い等について十分な検討をする必要があるとする意見も述べられた。

(2) 口述試験の見直し

口述試験についても、合格者の大幅な増加及び両訴訟法の必須化を前提として、見直す必要があるとする意見が述べられた。現行程度の合格者数を前提としても、科目を削減してより適正な態勢で試験を実施することを考慮すべきであるとの意見が述べられたところであるが(前記1の(3)参照)、合格

者を大幅に増加させる場合には、この観点からの再検討を行わざるを得ない。例えば、試験科目を、憲法、民事法及び刑事法（民事法及び刑事法においては、実体法と手続法の両者を同時に対象とする。）の3科目とするといった見直しをすべきであるとする意見が有力であった。

3 合格者を大幅に増員した場合の受験歴を考慮した選抜方式の採用に関する検討

受験歴を考慮した選抜方式については、より多くの者がより短期間に合格し得る試験とするための改革案として、平成元年11月、法務省から「司法試験制度改革の基本構想」として、初回受験から5年間に限り受験を認める甲案、合格者の8割を初回受験から5年以内の受験者から決定し、残りを6年以上の者から決定するとする乙案、及び合格者の7割を全受験者から決定し、3割を初回受験から3年以内の受験者から決定する丙案が提案された。これに関しては、平成2年の法曹三者の基本的合意、平成3年の司法試験法改正等により、あらかじめ定められた検証基準に従って、平成8年から丙案（合格枠制）の実施の可否が決定されることとなっている。

合格者を大幅に増員した場合に、このような受験歴を考慮した選抜方式を採用すべきかどうかについては、長期受験に専念することによる人材の社会的損失を回避し受験者に転身の機会を付与するという観点から、甲案すなわち5年の受験期間制限の制度（再受験の機会を保障）を採用すべきであるとする意見、長期受験者の滞留現象の解消という観点だけではなく、法曹の質の確保という観点から、甲案に限定せず受験歴を考慮した選抜方式の採用についてなお検討すべきであるとする意見が述べられた。こうした意見のほかにも、何らかの形で受験回数制限の措置を導入すべきであるとする意見が相当数述べられた。

これに対して、我が国の司法試験は年齢も受験歴も考慮せず、人生のいかなる時期においても受験の機会が保障されているという特色を有し、今後ともこれを維持すべきであるとの観点から、受験資格制限は行うべきでないとする意見も相当数述べられた。

第5 総括

1 司法試験合格者数及び修習期間の短縮に関する意見

以上の検討を総括すると、司法試験合格者の数について、法曹人口を大幅に増加させるため、中期的には年間1,500人程度を目標としてその増加を図り、かつ、修習期間を大幅に短縮することを骨子とする改革を行い、これに伴って、民事訴訟法及び刑事訴訟法の両訴訟法を司法試験の必須科目とし、口述試験の試験科目の見直しを行うことを内容とする司法試験制度改革を行い、

また、法曹資格取得後の継続教育の充実を図るべきであるとする意見が多数を占めた。この多数意見の中で、具体的な修習期間については、1年とすべきであるとする意見及び1年6か月とすべきであるとする意見が述べられた。

その実現に向けての具体的な方法に関しては、「平成10年を目途として合格者を1,000人程度とし、これに合わせて裁判所法を改正して、平成11年度以降の司法修習について、修習期間を1年に短縮する。その後、修習生の受入れ態勢の整備状況等を勘案しつつ合格者を増員し、おおむね数年後を目途として、中期的目標の達成を図る」とする意見及びこれにおおむね賛同する意見（例えば、「当面は合格者を1,000人程度に増員し、修習期間を1年に短縮するが、この新しい態勢の下での結果を踏まえて、将来1,500人に増員を図ることを視野に入れて検討すべきである」とする意見など）が相当数述べられた。この点に関しては、中期的な目標を達成する時期を明示すべきであるとする意見や、法改正等の所要の手續と同時に（例えば平成12年に）1,500人とすべきであるとする意見も有力であった。

これに対し、平成11年から司法試験合格者を1,000人程度に増加させるべきであるとする限度で多数意見と一致しつつ、法曹人口の増加は、裁判官・検察官の増員及び法律扶助制度等の「司法基盤」の整備と一体のものとして行うべきであるという観点から、それ以上の増員については、上記の点に関する具体的な計画を策定し、司法試験合格者の増加を検討していくべきである、また、修習期間の短縮には反対であるとする少数意見が述べられた。

2 その他の事項

前記のような改革に伴い、受験歴を考慮した選抜方式の採用を行うべきかどうか、採用する場合にどのような制度とすべきかについては、前記第4の3のとおり、意見の一致を見るに至っていない。この点について、引き続き検討を行う必要があるとする意見が述べられた。

また、大学教育との連携に関して、前記第3の5のとおり検討が行われたところであるが、法曹人口の大幅増加・司法試験合格者の大幅増員を前提とした場合には、法曹の質を確保し、法曹となるに適した人材を確保するという観点から、両者の関係をより緊密にしていくことが必要であり、今後、更に具体的な方策の検討を続けなければならない。

第6 今後の改革の手順

本協議会においては、国民的見地に立った司法試験制度・法曹養成制度の抜本的改革について、法曹三者に対して提言を行うべく協議を続けてきたが、前記のとおり、全員一致による改革案を取りまとめるには至らなかった。しかし、法曹

人口を増加させる必要性があるという点については、協議員の意見は一致しているところである。

したがって、法曹三者は、本意見書の趣旨を尊重して、真に国民的見地に立った司法試験制度・法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的な方策を採らなければならない。

司法修習制度の見直し^セに伴い、~~少くとも~~ 2年間とされている修習期間を少くとも1年6~~か~~月間とする。

1 骨子

(1) 立法の目的

司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を1000人程度まで増加することに伴い、現行司法修習制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築するとの観点から、修習期間を現行の2年から、1年6~~か~~月に短縮する。

(2) 法律案の概要

ア 修習期間の短縮 ~~中~~ ~~に~~ ~~つ~~ ~~き~~ ~~て~~
修習~~の~~期間を1年6~~か~~月間とする。

イ
2 留意事項

(1) 検討事項 司法修習制度の見直しの内容としては、修習生として専念義務を課し国庫から一定額の給与を支給する制度の在り方について改正を加える予定である。

(2) 予算措置 不 要

(3) 閣議決定希望時期 平成10年2月下旬

司法修習制度を見直し、^{少くとも}2年間とされている修習期間を^{少くとも}1年6月間とする。

司法修習生と同様の給与水準と見直しを行うことにより、給与の引き上げを行う。

1 骨子

(1) 立法の目的

司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を1000人程度まで増加することに伴い、現行司法修習制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築するとの観点から、修習期間を現行の2年から1年6月に短縮する。

(2) 法律案の概要

ア 修習期間の短縮

修習期間を^{少くとも}1年6月間とする。

イ 司法修習生の給与

修習期間が1年6月を超える場合における司法修習生に対する給与の支給について見直しを行う（検討中）。

2 留意事項

(1) 予算措置 不 要

(2) 閣議決定希望時期 平成10年2月下旬

・ 11.4.1 記号

・ 11.4 採用修習生

司法修習制度の見直しに伴い、少なくとも2年間とされている修習期間を少なくとも1年6か月間とし、その修習の期間中、司法修習生は、国庫から一定額の給与を受け、少なくとも1年6か月間の修習を終えたときはその身分を失うものとする。

1 骨子

(1) 立法の目的

司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を1000人程度まで増加することに伴い、現行司法修習制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適用した法曹養成制度を構築するとの観点から、修習期間を現行の2年から1年6か月に短縮する。

また、1年6か月の修習期間で十分に国民の負託にこたえることのできる水準を充足し得るものであるため、その期間に限って給与を支給し、修習専念義務を課し、その修習を終えたときは司法修習生の身分を失うこととする。

(2) 法律案の概要

ア 修習期間の短縮

修習の期間を1年6か月間とする。

イ 司法修習制度の見直し

現行法上、司法修習生は、少なくとも2年間の修習と試験の合格により司法修習生の修習を終了し、司法修習生の修習の期間中国庫から一定額の給与を受けることとされているが、これについて、司法修習生は、少なくとも1年6か月間の修習の期間中国庫から一定額の給与を受け、当該修習を終えたときは司法修習生の身分を失うこととする。

2 留意事項

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 予算措置 | 不 要 |
| (2) 閣議決定希望時期 | 平成10年2月下旬 |